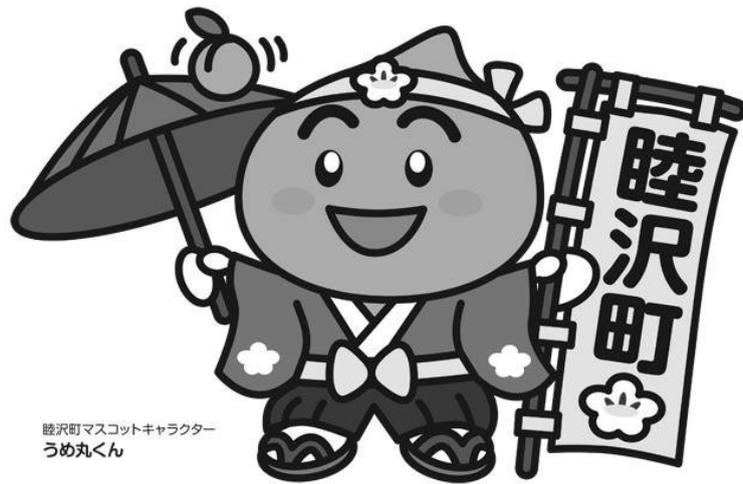


第3期 睦沢町子ども・子育て支援事業計画

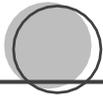
2025年度 ~ 2029年度



睦沢町マスコットキャラクター
うめ丸くん

2025年3月

睦 沢 町



目次

総論	1
I. 計画の策定に当たって	2
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
II. 子ども・子育てを取り巻く状況	4
1. 子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化	4
2. 睦沢町の現状	5
3. 子育て支援サービスの提供・利用の動向	11
4. 第2期計画の主な成果	16
5. 町民のニーズ	17
6. 第3期計画における子ども・子育て支援推進の主なポイント	20
子ども・子育て支援事業の展開	21
I. 計画の基本的な方針	22
1. 基本理念	22
2. 基本目標と施策体系	22
II. 幼児教育・保育、地域子育て支援の量の見込みと確保方策	23
1. 教育・保育提供区域の設定	23
2. 量の見込みの算定の考え方と認定区分	23
3. 量の見込みと確保方策	24
III. 施策の展開	28
1. 基本目標1：出産子育てを支える環境づくり	28
2. 基本目標2：子育て世代にやさしい環境づくり	38
3. 基本目標3：子どもの豊かな心と健やかな成長を支える魅力ある教育環境づくり	45
IV. 計画の推進	52
1. 点検・評価	52
2. 推進体制	52
資料編	53
I. 条例および委員名簿	54
1. 睦沢町子ども・子育て会議条例	54
2. 睦沢町子ども・子育て会議 委員名簿	55
II. 策定経過	56

● 総論

Ⅰ. 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

日本における子どもや子育てを取り巻く環境は、少子高齢化が進行する中で大きな変化を迎えています。

人口減少が進む一方、女性の就労の増加に伴う仕事と子育ての両立が重要な課題となっています。しかし、現状では保育の充実だけでなく、地域全体で子育て家庭を支える体制が整っていないことが指摘されています。また、父親の育児参加を促進するための取り組みも必要です。

こうした課題に対応するため、国では2012年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長され、職場や地域における子育て支援の充実も継続して推進され、2015年度にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、その後も幼児教育・保育の無償化など、子育て支援の充実が図られてきました。

2021年には「こども基本法」が成立しました。この法律は、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えることを基本理念とし、国と地方自治体が責任を持って子ども施策を推進することを明確にしています。子どもの権利の保障や、すべての子どもが平等に教育・保育の機会を享受できる社会の実現を目指しており、子どもを中心とした社会の再構築を目指しています。

その間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、人と人との接触が減ったことで、人間関係が更に希薄化し、生きづらさ、孤独・孤立の課題を抱える方の存在が明らかになってきました。

こうした背景を踏まえて、2023年には「子ども・子育て支援法」が改正され、子どもの権利保障や虐待防止、貧困対策の強化が進められました。これにより、子どもが健やかに成長できるための基盤が築かれ、家庭だけでなく地域全体で子どもや子育て家庭を支える体制の強化が図られました。

また、「次世代育成支援対策推進法」が延長され、企業や地域における子育て支援の充実が引き続き推進されています。これにより、働きながら子育てをする家庭への支援がさらに強化され、企業や地域社会との連携を進めることにより、すべての子どもが安心して育つことができる社会の実現が一層重要となっています。

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、2020年度から2024年度までを第2期の計画期間とする「睦沢町 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子も親も健幸で 地域の中で子どもがのびのびと育つまち むつざわ」を掲げ、子育てを取り巻く課題に積極的に取り組み、本町の子どもはもとより保護者を含めた子育てにかかわるすべての人が健康で、豊かな人間関係の中で、子どもたちがのびのび育つまちを目指してきました。

本計画は、第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や社会潮流・町の状況の変化などを踏まえ、本町におけるさらなる子ども・子育て支援の充実を図るための第3期計画として策定するものです。

※本計画で使用する「子供」に関する表記について

本計画では、「子供」に関して、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画として、主に「子ども」と表記しますが、こども基本法に関連する事項など「こども」と表記するものも混在します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

<子ども・子育て支援法（抜粋）>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)
第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、本計画は、「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせ、一体的に策定するものとします。

<次世代育成支援対策推進法（抜粋）>

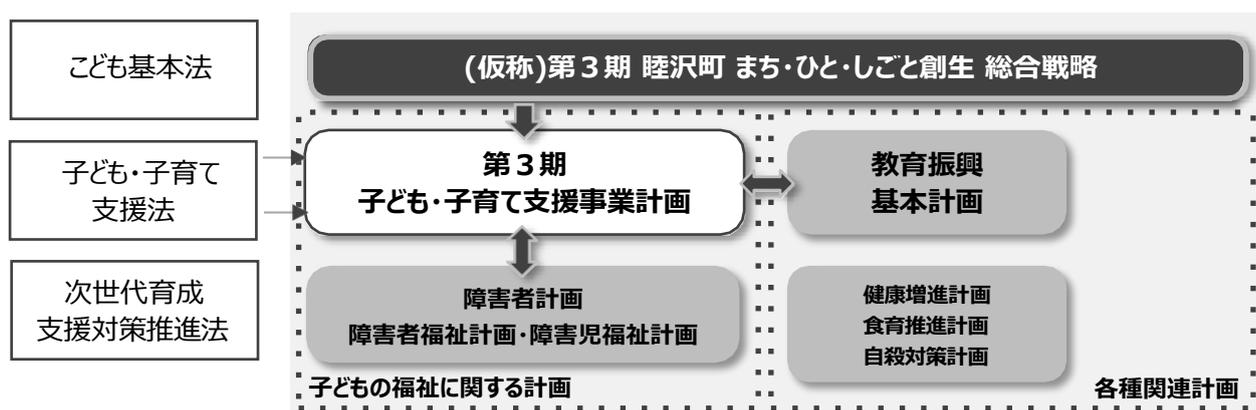
(市町村行動計画)
第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母子並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

※「次世代育成支援行動計画」は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、策定義務が任意化されています。

(2) 上位計画などとの整合

2026年度を初年度として策定を進めている（仮称）第3期陸沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討の方向性を踏まえ、他の福祉・教育等関連計画と整合を図りながら、子ども・子育て支援を推進します。

なお、「子ども・子育て支援」は本町の活力維持のために非常に重要なテーマであり、本計画は総合戦略における行動計画としての位置づけを持ちます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、2025年度から2029年度までの5年間とします。

なお、年度ごとに進捗状況を確認し、適宜見直しを加えながら進めます。

2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)
第2期計画期間（2020～2024年度）					第3期計画期間（2025～2029年度）				

11. 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化

(1) 法制度の動向

児童虐待防止のための措置や体制強化など、子どもを中心とした社会の再構築を目指し法整備が図られています。2021年には「こども基本法」が成立し、国と地方自治体が責任を持って子ども施策を推進することを明確にすることで、子どもの権利の保障や、すべての子どもが平等に教育・保育の機会を享受できる社会の実現を目指します。2023（令和5）年4月には、こども家庭庁が創設されました。常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織として、こども家庭庁が司令塔となり政府が一丸となってこども施策に取り組んでいます。

また、「子ども・子育て支援金」が創設され、児童手当の拡充や出産・子育て応援交付金等の抜本的な給付拡充の財源として活用するなど、少子化傾向への反転の取組も進められています。

<第2期計画策定以降の子ども・子育て支援に関連する主な法制度の動向>

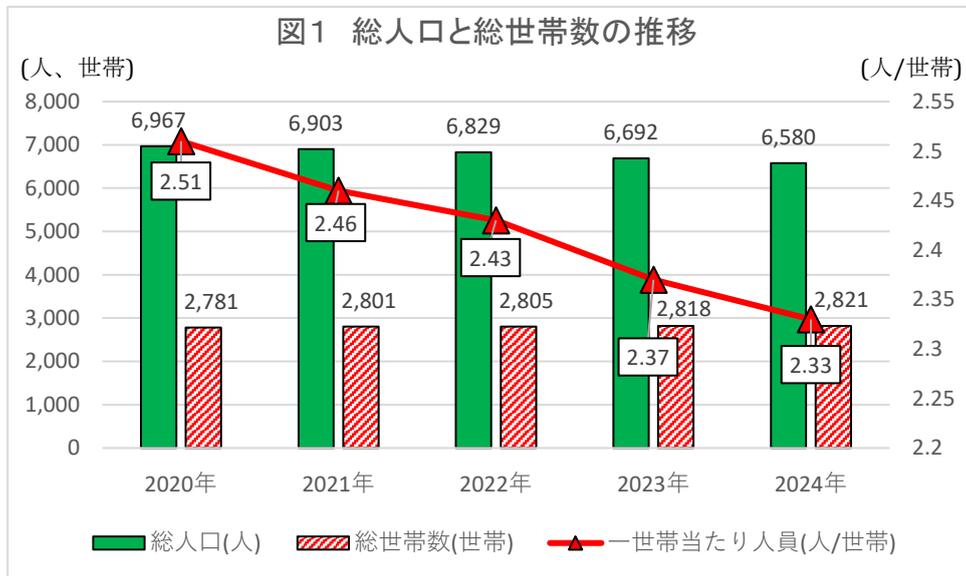
2020年度	児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止のための措置の明確化（体罰禁止の法定化ほか） ・児童相談所の機能強化（児童虐待防止法においても同様の改正）
	「新子育て安心プラン」とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備のほか、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用による待機児童の早期解消を目指す
2022年度	民法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢の引き下げ ・親権者による懲戒権の規定を削除 ・体罰等の、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止（児童福祉法、児童虐待防止法の文言修正）
2023年度	こども家庭庁設置法	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁の創設 ・子どもや家庭に関連する政策の一元化
	こども基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは尊重される権利を有する存在を明文化 ・子どもの意見や意向の尊重 ・子どもの教育、健康、生活の質に関する権利の保障 ・子どもに関する政策の総合的かつ計画的な推進
	こども未来戦略閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・「こども・子育て支援加速化プラン」（加速化プラン）とりまとめ ・若い世代の所得を増やす、社会全体の構造・意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	こども大綱閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者の視点で政策立案 ・こども・若者が権利の主体であることを明示
2024年度	子ども・子育て支援法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援金制度を創設 ・産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け ・教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付け ・家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業）の新設等
	児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦等包括相談支援事業の創設 ・市町村におけるこども家庭センターの設置努力義務化等
2025年度	子ども・子育て支援法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・こども誰でも通園制度の制度化（2026年度から全自治体で実施予定）
	育児・介護休業法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・子の看護休暇の範囲の拡大 ・育児のためのテレワークの導入等

※子ども・子育て支援に関連する内容を抜粋しています。（法律はすべて施行年度）

2. 睦沢町の現状

(1) 人口・世帯の状況

- 本町の総人口は減少傾向にあり、2024年4月1日現在、6,580人となっています。
- 世帯数は微増傾向にあり、一世帯当たり人員は減少傾向です。



(人、世帯、人/世帯)

		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
人口	総数	6,967	6,903	6,829	6,692	6,580
	男性	3,394	3,364	3,336	3,285	3,233
	女性	3,573	3,539	3,493	3,407	3,347
世帯数		2,781	2,801	2,805	2,818	2,821
一世帯当たり人員		2.51	2.46	2.43	2.37	2.33

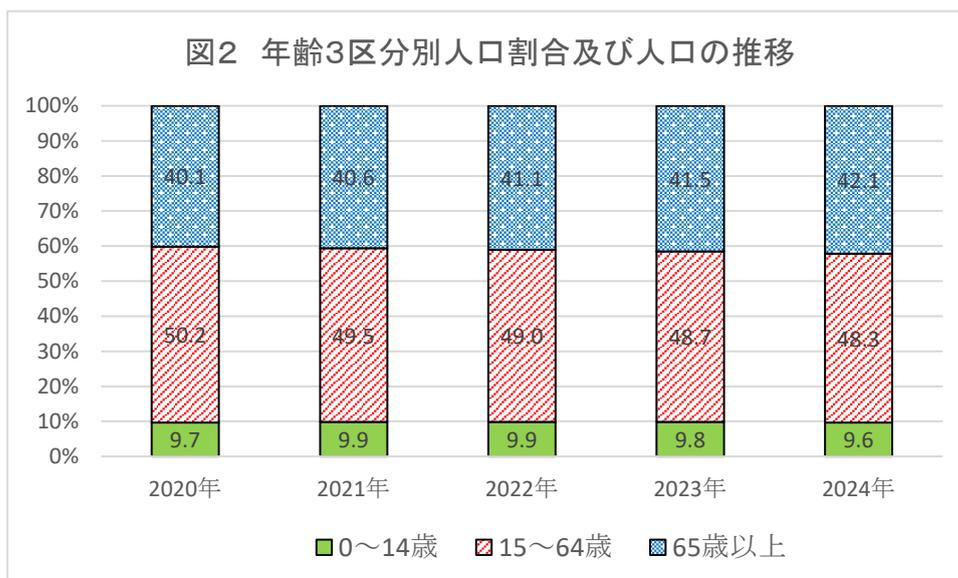
※各年4月1日時点

※住民基本台帳に基づく人口

出典：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年)より作成

(2) 年齢3区分別人口の推移

- 年齢3区分（年少人口・生産年齢人口・老年人口）別の人口構成は、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少、老年人口（65歳以上）の割合が増加しており、老年人口は2020年には40%を超えています。年少人口（0～14歳）は10%弱で横ばいとなっています。
- 人口を見ると、年少人口も生産年齢人口と同様に減少傾向にあります。



(人)

区分	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～14歳	674	681	675	657	634
15～64歳	3,497	3,417	3,347	3,256	3,175
65歳以上	2,796	2,805	2,807	2,779	2,771

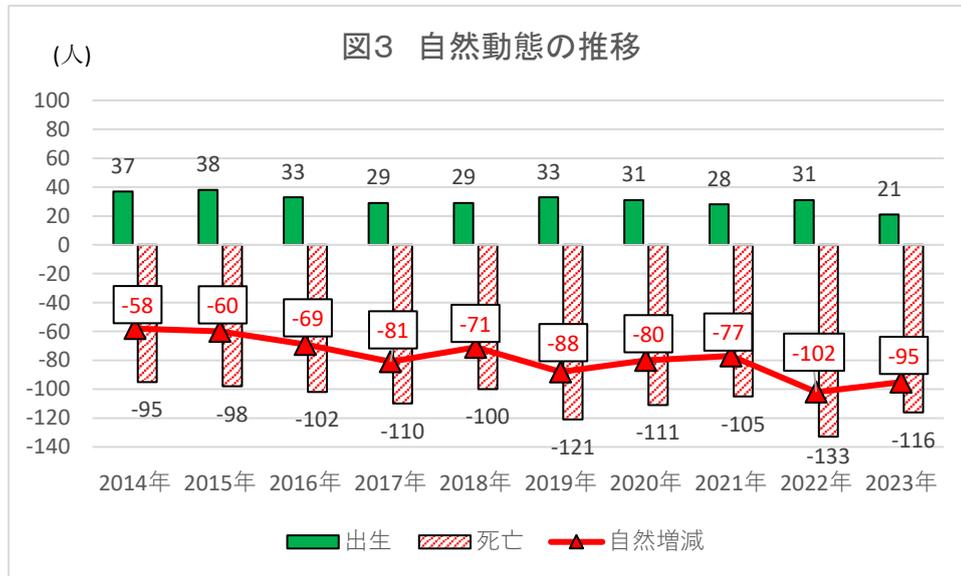
※各年4月1日時点

※住民基本台帳に基づく人口

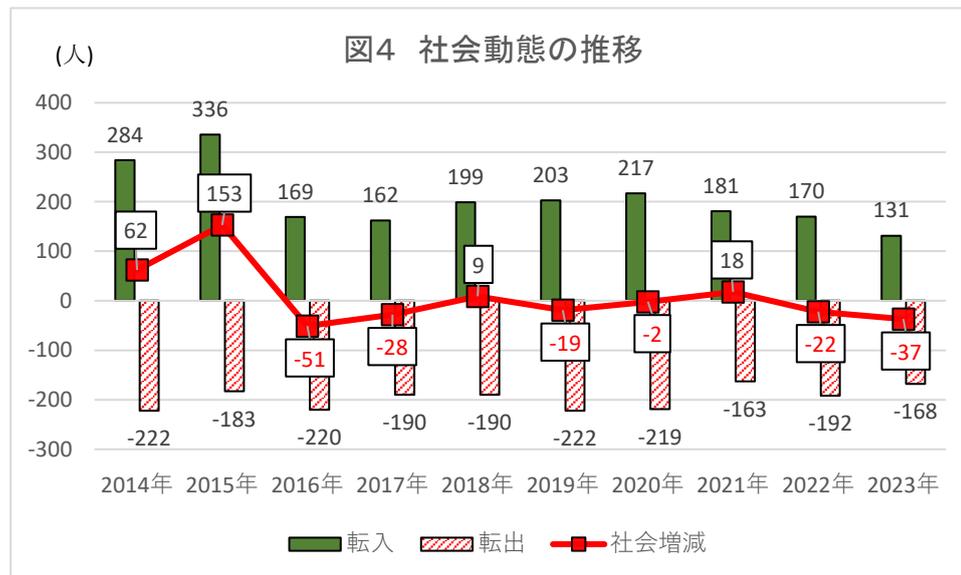
出典：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」（各年）より作成

(3) 人口動態

- 自然動態を見ると、出生数は近年30人前後で推移しています。死亡数の増加傾向に伴い、自然減の幅も増加傾向で推移しています。
- 社会動態では、定住促進施策などの効果もあり、2014年から2015年にかけて社会増となりましたが、その後は転入が少なくなっていることから、社会減の傾向が続いています。



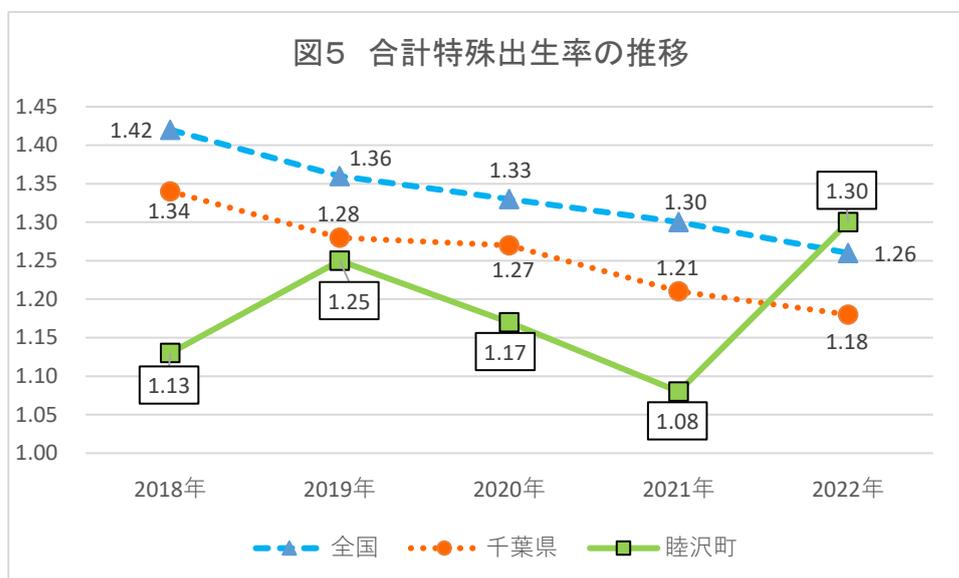
※各年12月末
 出典：千葉県「千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）」（各年）より作成



※各年12月末
 出典：千葉県「千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）」（各年）より作成

(4) 合計特殊出生率の推移

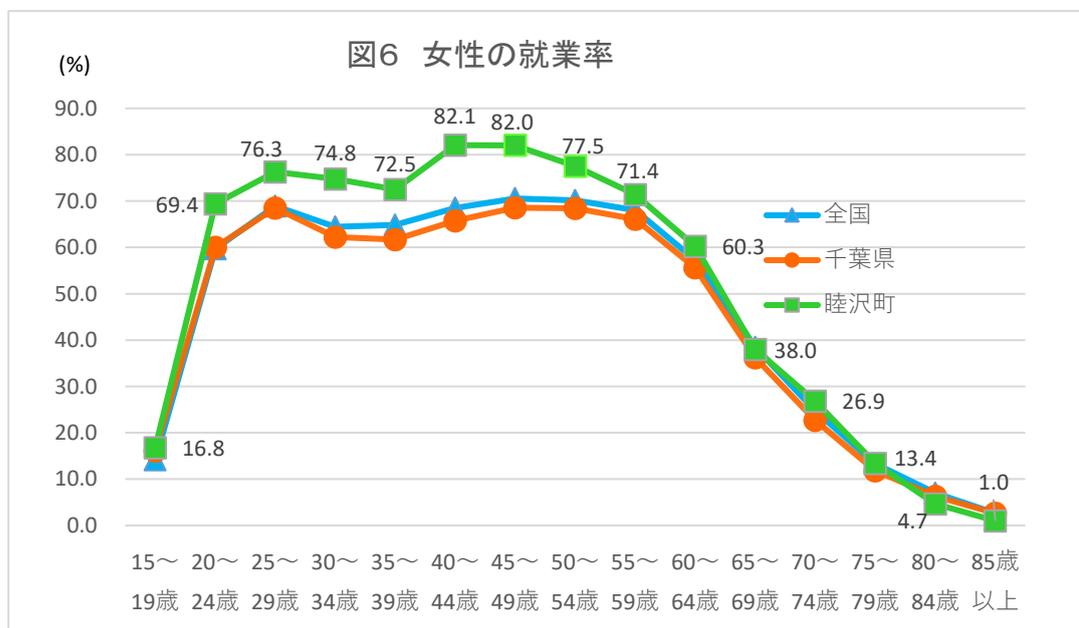
- 本町の合計特殊出生率は国、県を下回って推移していましたが、2022年には1.30となり、国、県を上回っています。



※全国及び千葉県数値については、厚生労働省「人口動態統計」に基づく
出典：千葉県「表1 合計特殊出生率の推移 全国・千葉県」及び「表2 合計特殊出生率の推移 市町村別」より作成

(5) 女性の就業率

- 本町の女性の就業率は、20歳代から60歳代前半にかけて国、県を上回る高い数値となっています。また、出産適齢期と考えられる20～30歳代の就業率も高く、仕事と家庭の両立施策が特に求められるといえます。
- 平成27（2015）年国勢調査の結果と比較すると、ほぼすべての年代で就業率が高くなっており、女性の就業が増加していることが伺えます。

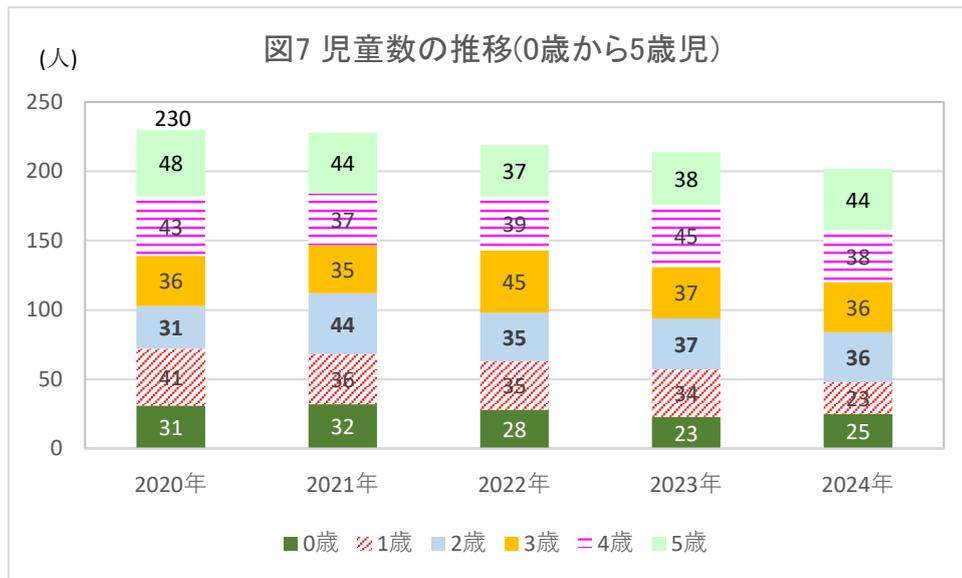


全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	38.5	24.8	13.3	7.0	2.6
千葉県	16.1	60.0	68.5	62.2	61.7	65.7	68.6	68.5	66.1	55.6	36.2	22.7	11.8	6.3	2.6
睦沢町	16.8	69.4	76.3	74.8	72.5	82.1	82.0	77.5	71.4	60.3	38.0	26.9	13.4	4.7	1.0
〃 (2015)	10.6	57.1	75.8	70.1	71.8	78.2	78.6	76.1	69.7	47.2	30.3	15.4	6.6	2.9	1.7

出典：総務省「平成27年 国勢調査結果」及び「令和2年 国勢調査結果」より作成

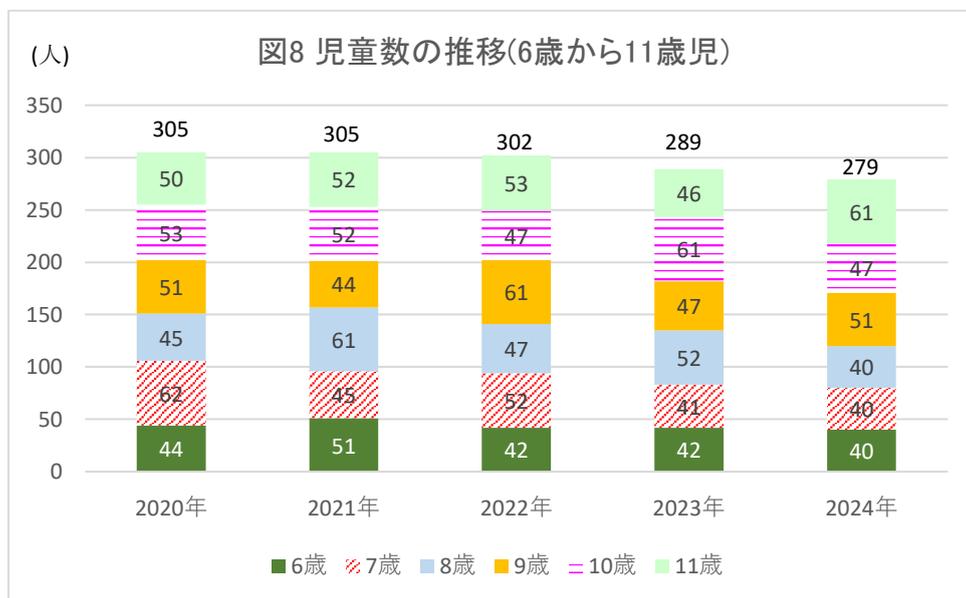
(6) 児童数の推移

- 0～5歳の児童数は近年減少しており、2024年には202人となっています。



※各年3月末

- 6～11歳の児童数は、2022年以降減少しており、2024年には279人となっています。

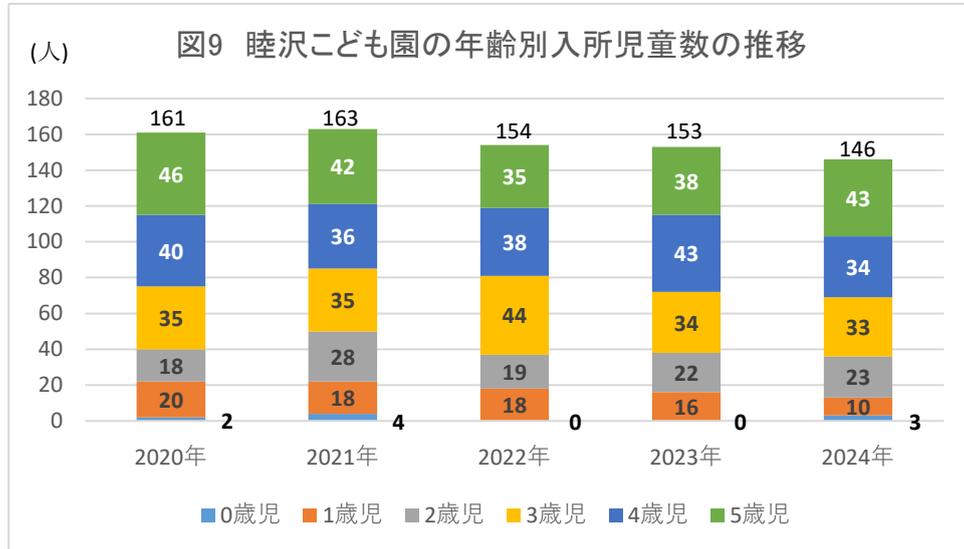


※各年3月末

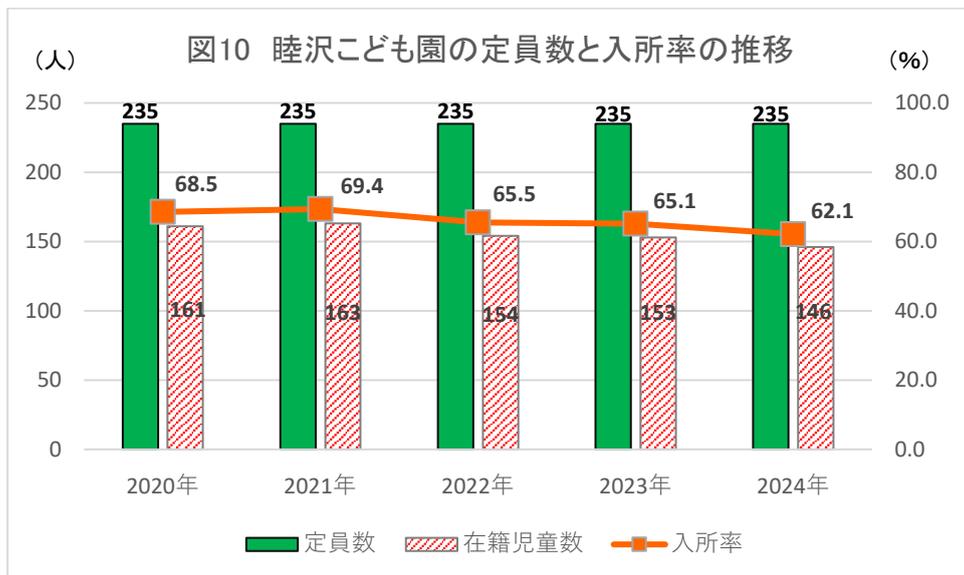
3. 子育て支援サービスの提供・利用の動向

(1) 睦沢こども園の状況

- 睦沢こども園の総入所児童数は、2021年以降、減少しています。
- 定員数に対する入所率は、2021年まで70%程度で推移していましたが、その後は減少しています。



※各年4月1日



※各年4月1日

(2) 教育・保育サービスの提供状況

- 睦沢こども園において、教育・保育サービスを提供しています。
- 見込みを上回る利用状況もありますが、概ね十分な教育・保育サービスの提供体制を確保しています。

表 11 教育・保育サービスの提供状況

(人)

		2020年度					2021年度						
		1号	2号		3号		合計	1号	2号		3号		合計
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)		35	10	86	10	43	184	33	9	80	8	46	176
②実績	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	37	90		15	38	180	32	86		13	47	178
	確認を受けない幼稚園	2	0		0	0	2	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0		0	0	0	0	0		0	1	1
	小計	39	90		15	38	182	32	86		13	48	179
②-①		4	△6		5	△5	△2	△1	△3		5	2	3

		2022年度					2023年度						
		1号	2号		3号		合計	1号	2号		3号		合計
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)		34	9	83	8	41	175	35	10	86	15	38	184
②実績	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	37	79		5	39	160	35	82		8	40	165
	確認を受けない幼稚園	2	0		0	0	2	1	0		0	0	1
	特定地域型保育事業	0	0		2	0	2	0	0		0	0	0
	小計	39	79		7	39	164	36	82		8	40	166
②-①		5	△13		△1	△2	△11	1	△14		△7	2	△18

		2024年度					
		1号	2号		3号		合計
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)		35	10	86	15	36	182
②実績	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	27	88		5	37	157
	確認を受けない幼稚園	2	0		0	0	2
	特定地域型保育事業	0	0		0	0	0
	小計	29	88		5	37	159
②-①		△6	△8		△10	1	△23

※2024年度については、2024年11月までの実績

(3) 時間外保育事業

- 時間外保育事業に準ずる事業として、睦沢こども園の開園時間において、認定時間を超える時間外保育を実施しています。
- 一か月当たり平均利用者数は40人程度となっています。

表 12 時間外保育事業の利用者数の推移

(人)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	34	32	32	31	31
②実績	44	46	41	40	32

※月当たり平均延べ人数

※2024年度については、2024年11月までの実績を基に算出

(4) 放課後児童クラブ

- 放課後児童クラブは、睦沢小学校の敷地内で運営しています。
- 入所児童数は、変動があるものの50～60人程度となっています。

表 13 放課後児童クラブの総入所児童数の推移

(人)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	60	59	55	54	52
②実績	47	60	66	59	56

※各年最大値

(5) 放課後子供教室

- 放課後子供教室に準ずる事業として、土曜日の午前中に「むつざわアフタースクール」を実施しており、利用者数は30人程度となっていましたが、2023年以降減少しています。

表 14 むつざわアフタースクールの利用者数の推移

(人)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	46	45	43	42	41
②実績	30	27	28	14	6

※各年最大値

※2024年度については、2024年10月末の実績

(6) 地域子育て支援拠点事業

- 地域子育て支援拠点事業に準ずる事業として、睦沢こども園において子育て支援事業を実施しています。
- 実施内容は、わくわく広場、園庭開放、おはなしの広場、ベビーマッサージ、子育て支援室の開放、座談会となっています。

表 15 子育て支援事業の利用者数の推移

(人)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
実績	473	670	589	578	230

※年間延べ人数

※2024年度については、2024年11月末までの延べ人数

(7) 一時預かり事業

- 睦沢こども園において、一時預かり事業を実施しています。
- 利用者数は年間100人程度で推移しています。

表 16 一時預かり事業の利用者数の推移

(人)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	300	290	290	280	280
②実績	109	150	84	96	25

※年間延べ人数

※2024年度については、2024年10月までの延べ人数

(8) 妊婦健康診査

- 以下の通り、事業を実施しています。

健診回数：14回

実施場所：契約医療機関

※基本的な健康診査（診察、計測、血圧、尿検査）、血液検査、超音波検査、貧血検査などを個別に実施

- 14回の検診費用の助成に加え、さらに診察・指導料などでの自己負担への助成も行っていますが、量の見込みを下回る実施状況となっています。

表 17 妊婦健康診査の受診者数の推移

(件)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	504	490	406	406	378
②実績	345	225	328	264	119

※年間延べ件数

※2024年度については、2024年11月までの延べ件数

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

- 以下の通り、事業を実施しています。

実施機関：睦沢町

実施体制：保健師・助産師

- 訪問率は100%となっています。

表 18 乳児家庭全戸訪問事業による訪問者数及び訪問率の推移

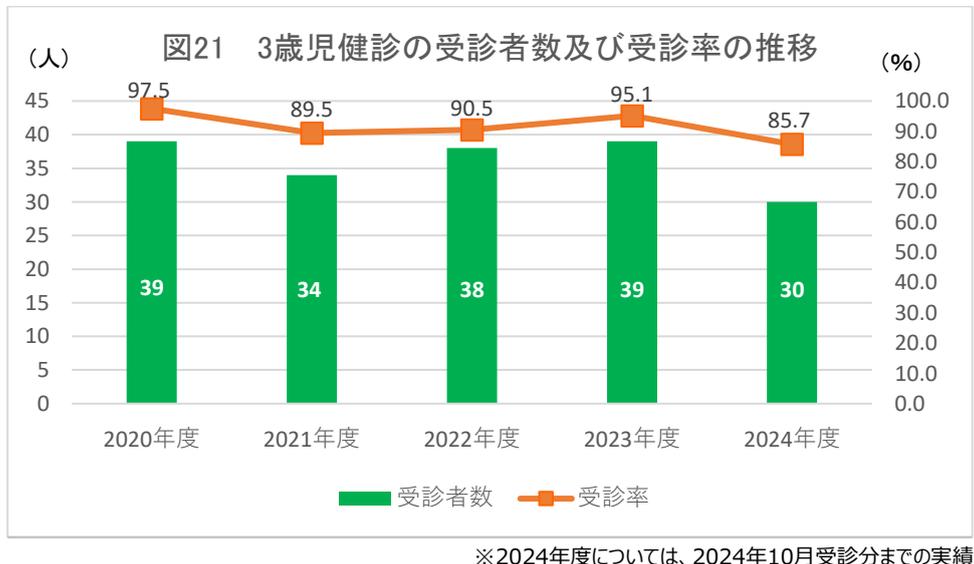
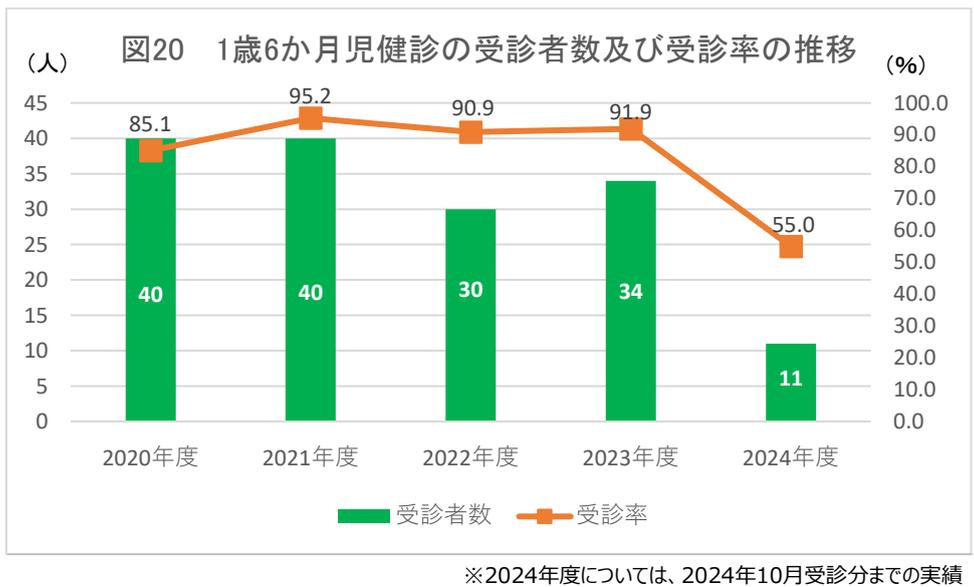
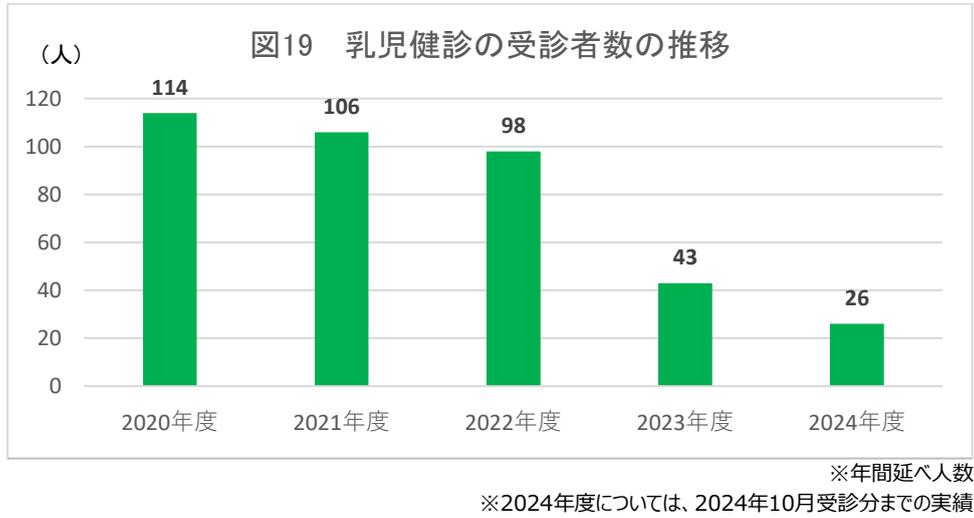
(人、%)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み					
訪問数 (0歳児推計人口)	36	35	29	29	27
訪問率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
②実績					
対象数	38	27	36	24	16
訪問数	38	27	36	24	16
訪問率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※2024年度については、2024年11月までの実績

(10) その他の健康診査

- 乳児健診の延べ受診者数は、100人程度でしたが、2023年度以降減少しています。
- 1歳6か月児や3歳児健診の受診率は、90%前後となっています。



4. 第2期計画の主な成果

第2期期間中は、以下の3つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援事業を推進し、主に以下のような成果が得られました。

<基本目標1：安心して産み育てられる環境づくり>

- 子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することにつながりました。【福祉課子育て推進班】
- 新生児期から子どもの成長・発達の記録を管理できるライフサポートファイルを配布し、保護者が子どもの成長に関心を持ち、関係機関が継続した支援を行えるよう連携を図りました。【福祉課子育て推進班、教育課学校教育班】
- 産後ケア事業では出産後の育児の不安や母親の心身のケアなど、サポートを必要とする人を対象に、安心して子育てができるよう支援を行いました。【福祉課子育て推進班】
- 口腔の健康管理（フッ素塗布、フッ化物洗口）1歳6か月児・3歳児健康診査、2歳児歯科健診などでフッ素塗布を行いました。また、こども園・小学校、中学校でもフッ化物洗口を継続して実施することで、むし歯予防などの口腔の健康管理の取組に努めました。【福祉課子育て推進班・教育課学校教育班】
- いのちの安全教育の推進 生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて学び身に付けることに努めました。【福祉課子育て推進班・教育課学校教育班・こども園】

<基本目標2：子育て家庭が暮らしやすい環境づくり>

- 子ども医療費にかかる現物給付の対象を高校生年代まで拡大し、保護者等の利便性向上に寄与しました。【福祉課子育て推進班】
- 生後6か月から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費用の助成を保護者の負担軽減に寄与しました。また、2022年10月から妊婦インフルエンザ予防接種費用の助成を行いました。【福祉課子育て推進班】
- 子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業として基本型・母子保健型を実施しました。【福祉課子育て推進班】

<基本目標3：子どもの健やかな成長を支える魅力ある教育環境づくり>

- 学校で居場所を見出せない児童に安心して過ごせる居場所「ひだまり」を開設しました。
不登校及び不登校傾向の児童の実態や特性に応じて適切な指導を行い、自立性や社会性など豊かな人間性を育むための支援を行いました。また、保護者や学校との連携を密にし、不登校児童の理解を深めるとともに不登校解消に繋げる支援を行いました。【教育課学校教育班】

5. 町民のニーズ

(1) 睦沢町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

① 調査概要

- 2024年8月30日から9月24日まで、町内在住の未就学児と小学生の保護者にインターネット調査を実施。

	配布数	有効回収数	回収率
未就学児童調査	159票	86票	54.1%
小学生調査	217票	101票	46.5%

② 調査結果概要【未就学児】

<母親の就労について>

- 「就労している」の合計は81.4%。うち「フルタイム：産休・育休・介護休業中ではない」が50.0%で最多。「以前は就労していたが、現在は就労していない」が18.6%。
- パート・アルバイトなどで就労している母親のうち「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が47.4%で最も多く、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が42.1%と前回の24.4%から増加。
- 現在就労していない母親の「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が56.3%で最も多く、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が18.8%。

<育児休業制度の利用>

- 母親について「取得した（取得中である）」が58.1%で最も多く、「取得していない」は19.8%。
- 父親について「取得していない」が81.4%で最も多く、次いで「2. 取得した（取得中である）」が16.3%。
- 希望取得期間の平均について、母親はおよそ2歳半ばまでののに対して、父親はおよそ1歳まで。

<平日に定期的に利用している、利用したい教育・保育サービス>

- 主に利用しているサービスは、「睦沢こども園の2・3号認定」が60.5%で最多、同園1号認定と合わせると85.2%。「どこにも預けていない」が1.2%。
- 1日あたりの利用時間は「7～8時間」が34.6%で最も多く、次いで「5～6時間」と「9～10時間」が23.5%、「11～12時間」が13.6%。
- 利用したいサービスも「睦沢こども園の2・3号認定」が55.3%で最多、同園1号認定と合わせて69.9%。

<こども誰でも通園制度の利用希望>

- 保護者の就労条件を問わず、決められた時間内で0歳6か月から満3歳未満のこどもを保育所等の施設に通わせることができる制度について「ぜひ利用したい（したかった）」が50.0%で最多。

<子どもが病気・ケガで学校を休んだ際の病児・病後児保育施設の利用意向>

- 子どもが病気・ケガで普段利用している教育・保育事業が利用できず親が休んだ際の、病児・病後児保育施設の利用意向は、「できれば預けたいと思った」は50.0%。

<不定期の教育・保育サービス、宿泊を伴う一時利用等の利用意向>

- 不定期の保育サービスについて「利用したい」が58.1%、利用日数は10日程度。利用したい目的は「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」が76.0%で最多、「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ目的」が70.0%、「不定期の就労」は30.0%。
- 保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならないことが「あった」が10.5%。対処として「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が77.8%で最も多く、「仕方なく子どもを同行させた」が33.3%。平均4日程度。

<放課後の過ごし方の希望（5歳以上就学前対象）>

- 小学校低学年（1～3年生）のうち「放課後児童クラブ（学童保育）」が47.8%で最多。「自宅」が43.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が30.4%。

- 小学校高学年（4～6年生）のうち、「自宅」が73.9%で最多。「祖父母宅や友人・知人宅」が52.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が30.4%。

<保育所、こども園、幼稚園などに望むこと（子育て環境）>

- 「友だちとのびのびと遊ぶこと」が68.6%で最多、次いで「一人ひとりの個性に応じた教育・保育を行うこと」が47.7%、「集団で行動できるようになること」と「自然体験など多様な体験をすること」が44.2%。

<今後、子育てについての相談相手・相談場所として希望すること>

- 「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」が44.2%で最も多く、次いで「専門的な相談機会」が41.9%、「同じような年齢の子どもをもつ親同士の相談・情報交換の機会」が37.2%。

<「子どもへの虐待」をしてしまった時にあれば良かったもの>

- 「育児に疲れたときにリフレッシュできる場所や人などのしくみがあること」が76.2%で最多。次いで「家族（特に配偶者）が子育てにかかわること」が52.4%で、「同じような年齢の子どもをもつ親同士のつながりをもつこと」が33.3%。

<睦沢町の子育て環境>

- 「どちらかというと思う」が46.5%で最も多いが、「そうは思わない」「どちらかというと思わない」で43.0%。

<子育てしやすいまちづくりのために重要なこと>

- 「保育園・こども園・幼稚園の充実」が67.4%で、前回調査で多かった「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」と「小児医療体制の充実」を上回った。

○主な自由意見

経済的支援、保育環境の充実、相談場所の充実、などについてご意見をいただいた。

③ 調査結果概要【小学生】

<母親の就労について>

- 「就労している」の合計は84.2%。
- 未就学児調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が高く、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」とともに42.9%。

<放課後児童クラブ（学童保育）に対する満足度>

- 『満足』は、「自宅からの距離」や「屋外施設」、「屋内施設」、「おやつ」、「保護者とのコミュニケーション」が多い。一方、『不満』は、「利用料」や「開所時間／預かってくれる時間」「放課後児童支援員や職員の数」、「放課後児童支援員や職員の質」が比較的多い。

<放課後や土曜日・日曜日に利用したい子ども向け事業・サービス>

- 「スポーツ」が74.3%で最も多く、次いで「勉強」が62.4%と高い。曜日別で見ると、「勉強」「スポーツ」は放課後の利用希望が高く、その他の事業・サービスは土曜日・日曜日の利用希望が高い。

<放課後児童クラブ以外の、小学生への町実施事業・サービスの利用有無・利用希望>

- 全事業平均「利用している」が1割またはそれ以下、「利用していないが、利用したい」は3割から4割程度。

<子どもが病気・ケガで学校を休んだ際の施設等の利用意向>

- 子どもが病気・ケガで学校を休まなければならないが親が休んだ際の、施設等の利用意向は、「できれば施設等に預けたいと思った」は17.2%。

<今後、子育てについての相談相手・相談場所として希望すること>

- 「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」、「専門的な相談機会」の割合は30%以上と高い。一方、「家庭訪問して行く相談」の希望は2.0%と低い。

<「子どもへの虐待」をしてしまった時にあれば良かったもの>

- 「育児に疲れたときにリフレッシュできる場所や人などのしくみがあること」が51.4%で最も多く、次いで「子育て

ての知識や情報が得られること」と「家族（特に配偶者）が子育てにかかわること」が24.3%、「特にない」が21.6%。

＜子育てしやすいまちづくりのために重要なこと＞

- 「子育てへの経済的支援の充実」が45.5%で最も多く、次いで「小児医療体制の充実」が43.6%、「8.子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が36.6%。また、未就学児調査と比較すると、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」の割合が高い。

○主な自由意見

- 経済的支援の充実、子どもが遊びに集まる場の充実、教育の質・学校施設の充実、放課後の諸活動の送迎支援、などについてご意見をいただいた。

（２）子ども・子育て会議における委員の意見

令和6年度第2回子ども子育て会議において、上記アンケートの回答をもとに意見をいただいた。主な意見は以下のとおり。

（こども園の入所に関すること）

- こども園の児童の入所以外にも子育て支援事業の中止など影響が出ている。こども園の人材不足の解消をしてほしい。
- やりがいや園で働くことが喜びになっているところで他と差別化を図れば、応募も増えるかもしれない。

（相談や支援に関するもの）

- 女性の就労が多く、日中集えないため、こども園がよろず窓口になっている。こども園にすべての受け皿が行かず、多様な家庭に対応するには、出産と同時にさまざまな入口の案内をするなども考えられるのではないか。
- 療育についても悩みを抱えている人がいる。専門的な相談と、ざっくばらんに話ができる集いの場所と色分けが必要ではないか。
- こども園だけではなく小学校以降も（社会人まで）どう支援していくのが子どもたちにとっていいのか。保護者自身が相談先や利用機関を探すのが果たして良いものか。サポートファイルの活用も円滑にできるとよい。
- 園庭開放を知らないなど、支援の場を活用できている人と活用できていない人がいる。
- 子どもに関するイベントがあって行きたいけれど、時間帯などマッチングしないという人も多いような気がする。

（親同士の繋がりに関するもの）

- 子育てサークルなどリフレッシュできる場所が続くとよい。支援する側・される側の関係だけではなく母親同士のつながりや、子育てサークル同士でなど小さな繋がりがたくさんできるとよいのでは。自身がサークルで救われた経験がある。
- 子育てサークルの立ち上げ支援や継続運営できる仕組みがあるとよい。子育てサークルを運営できる保護者も卒業してしまうと尻すぼみになってしまったりするので。保健師が子育てサークルの支援にイニシアティブを取っている自治体もあると聞いている。集まりやすいための場所の提供などのサポートがあるとよいのではないか。
- 母親同士こども園で立ち話程度になっている。児童館など集える場所（集える時間帯で）が必要ではないか。

（子育て全般に関するもの、その他）

- アンケートの回答率が半数程度なので、残りの半分の方についての支援も必要ではないか。
- 子どもの数が少ないにもかかわらず、手厚くできていないこともあるのではないかと思う。
- 個別の生きやすさにフォーカスしてよいのでは。しがらみの中で生きてきている人が多いと思う。
- この町で子育てしたいというアピールをウェブサイトなどでもっとすればよい。この町にはいいものがあるのにな、と思う。移住してきた人などもこの町のここがいいと感じていることはあると思う。

6. 第3期計画における子ども・子育て支援推進の主なポイント

(1) 多様化する子育て家庭の状況に対応した子ども・子育て支援の充実

本町では、女性の就業率が非常に高く、ニーズ調査でも子を持つ母親の就労意向が高くなっています。

また、子育て家庭などの若者の移住・定住促進する中で、他地域から移り住む世帯が増え、合わせて、コロナ禍から進展した働き方の変化により、町民の生活スタイルの多様化が見られています。

町の活力を維持していくため、引き続き町内の子育て家庭の定住と町外からの子育て家庭の移住を進めており、子育て家庭に選ばれるまちとして「睦沢町で暮らす・住み続ける」ための環境を整えていく必要があります。ニーズ調査によると、「子育てしやすいまちづくりのために重要なこと」として「保育園・こども園・幼稚園の充実」を求める割合が非常に高くなっています。

こうしたことに対応すべく、課題として、幼児教育・保育の量の確保とともに、多様なニーズに対応するきめ細かな支援の充実が必要です。

(2) 子育て世代の集える場・子育てに関する相談の場の充実

本町は、自然豊かな環境に恵まれており、のびのび子育てをするには適した環境にあります。令和6年4月には多目的広場として「みどりの広場」が整備され、多目的広場には様々な世代が集う場所としてにぎわっています。

その一方で、ニーズ調査からは「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」を要望する声も引き続き多く聞かれています。

また、社会環境が急速に変化する現代においては、子育てにおける悩みや問題も多様化しており、「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」、「同じような年齢の子どもをもつ親同士の相談・情報交換の機会」を望む声も多く、相談機会の確保は、子どもや親が心身ともに健やかに暮らすために非常に重要です。

そうした中、子どもや子育て家庭が集い交流できる場の確保の充実とともに、子育て世代の悩みに包括的に対応する体制として「睦沢町こども家庭センター（仮称）」の整備のため、専門的な人材の確保も必要です。

(3) 睦沢版ウェルビーイング^(※)の実現

本町は、園小中一貫教育の推進や「郷土を誇りに思う心と人間力・社会力の育成と生涯にわたる幅広い学びの推進」を基本理念に掲げ、教育の振興に取り組んできました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により児童生徒の学びを保障する対策として急速に進展した ICT を活用した学習スタイルにより、児童生徒の興味・関心に合わせた学習や、児童生徒同士のやり取りの中で理解を深める学習も行われるようになりました。

そのような中で、これまでの経験では予測のつかない時代でも人生を豊かに生き、未来を開拓し、郷土を誇りに思い、ふるさと睦沢の未来に広くかかわる人材を育成するため、「人間力」、「社会力」を育む教育の果たす役割がますます重要になっています。

そこで、本町では、「睦沢版ウェルビーイングの実現」を掲げ、未来の町を担う本町で育つ子どもたちが幸福で充実した人生を送るために必要な「人間力」「社会力」の向上のため、教職員をはじめとする学校全体におけるウェルビーイングの推進はもとより、家庭や地域社会のウェルビーイングの浸透を図り、将来にわたる世代を超えて循環する姿の実現を目指していきます。

※ウェルビーイング（Well-being）…Well（よい）とBeing（状態）が組み合わさった言葉で、「よく在る」「よく居る」状態、心身ともに満たされた状態を表す概念。

● 子ども・子育て支援事業の展開

1. 計画の基本的な方針

1. 基本理念

子ども親も

いろんな笑顔であふれるまち むつざわ

第2期計画では、「子ども親も健幸で 地域の中で子どもがのびのびと育つまち むつざわ」を基本理念に掲げ、地域のつながりの強さを生かしながら、地域の中で見守られながら育つ環境づくりに取り組んできました。

第3期計画では、第2期の基本理念を引き継ぎつつ、子どもたちが保護者や地域の人々の笑顔に包まれながら、健やかに育つ町を目指します。

2. 基本目標と施策体系

基本目標	施策	法定事業
1 出産子育てを支える環境づくり 母子の健康、権利擁護などの子ども・子育て支援の基礎となる施策群	①子どもや母親の健康の確保	・こども家庭センター（仮称） ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業
	②小児医療の充実	
	③食育の推進	
	④心と体の健康教育の推進	
	⑤児童虐待防止対策の充実	・要保護児童対策地域協議会等の充実
	⑥児童の健全育成	
	⑦ひとり親家庭の自立支援の推進	
	⑧特別な支援を必要とする子ども・家庭への支援の充実	
2 子育て世代にやさしい環境づくり 子育てを総合的に支援する施策群	①幼児教育・保育サービスの確保	・幼児教育・保育サービス ・（時間外保育事業） ・一時預かり事業 ・こども誰でも通園制度
	②保育・教育に関する経済的支援の充実	・実費徴収に係る補足給付事業 ・（病児・病後児保育利用に対する助成） ・妊婦支援給付金
	③子育てに関する相談機会の充実	・（こども園における子育て支援事業） ・利用者支援事業
	④仕事と子育ての両立のための普及啓発	
	⑤子育て支援のネットワークづくり	
	⑥子どもの居場所づくり	・放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ・放課後子供教室〕
3 子どもの豊かな心と健やかな成長を支える魅力ある教育環境づくり 教育振興基本計画と連動する施策群	①園小中一貫教育カリキュラムの実施と確かな学力・自立する力・郷土を誇りに思う心の育成	
	②豊かな心と健やかな体の育成	
	③多様なコースに対応した教育の推進	
	④質の高い学校(園)教育を推進するための環境の充実	
	⑤家庭・地域教育力の向上	
	⑥生涯学習活動の支援と芸術・文化、運動・スポーツの推進	

※法定事業とは、子ども・子育て支援法において規定された幼児教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を指しています。
なお、丸括弧付きで記載した事業は、法定事業に準ずる形で実施している事業です。

11. 幼児教育・保育、地域子育て支援の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域です。

市町村は、その区域ごとに教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対する提供体制の確保内容と実施時期を子ども・子育て支援事業計画において定めるものとされています。

本町では、町全域を1区域とし、町域全体の需要量（量の見込み）と、これに対する供給量と確保方策を定めます。

2. 量の見込みの算定の考え方と認定区分

（1）量の見込みの算定の考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版ver.2）」、関連する事務連絡などを踏まえるとともに、本町の現状に即し、量の見込みの算出を行います。

なお、児童数の推計やニーズ調査結果、本町の各種サービスの現状値を踏まえるとともに、町内への移住実績も参考に、算出しています。

（2）認定区分

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた3つの区分認定に応じて施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育など）の利用先が決まります。

認定区分	対 象	利用先
1号認定	教育標準時間認定 子どもが3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳以上・保育認定 子どもが3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	3歳未満・保育認定 子どもが3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園、 地域型保育

※「保育の必要な事由」

就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅の労働など、基本的にすべての労働を含む）

妊娠・出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

災害復旧

求職活動（起業準備を含む）

就学（職業訓練校等における職業訓練含む）

虐待やDVのおそれがあること

育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

3. 量の見込みと確保方策

(1) 幼児教育・保育サービス

- 睦沢こども園 1 園において、教育・保育サービスを提供します。
- 計画期間内では、量の見込みに対してこども園の定数は充足しています。人材の確保などによりサービス提供量の安定的な充足を図ります。

(人)

		2025年度					2026年度						
		1号	2号		3号		合計	1号	2号		3号		合計
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)		25	90	5	32	152	30	70	9	33	142		
②確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	50	125	10	50	235	50	125	10	50	235		
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	50	125	10	50	235	50	125	10	50	235		
② - ①		25	35	5	18	83	20	55	1	17	93		

		2027年度					2028年度						
		1号	2号		3号		合計	1号	2号		3号		合計
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)		29	67	8	33	137	27	62	8	32	129		
②確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	50	125	10	50	235	50	125	10	50	235		
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	50	125	10	50	235	50	125	10	50	235		
② - ①		21	58	2	17	98	23	63	2	18	106		

		2029年度					
		1号	2号		3号		合計
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)		28	66	8	30	132	
②確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	50	125	10	50	235	
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	小計	50	125	10	50	235	
② - ①		22	59	2	20	103	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育事業

- 時間外保育事業に準ずる事業として、睦沢こども園の開園時間において、認定時間を超える時間外保育を実施します。
- 計画期間内では、サービス提供量は充足する見込みです。

(人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策	40	40	40	40	40

※月当たり平均延べ人数

② 放課後児童健全育成事業

- 放課後児童クラブは、睦沢小学校敷地内で実施しており、人材の確保などにより、サービス提供量の安定的な充足を目指します。
- 放課後子供教室（アフタースクール）は、公民館内で実施しており、計画期間内にサービス提供量の充足を目指します。

【放課後児童クラブ】

(人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	61	53	51	50	50
1年生	18	18	17	18	17
2年生	19	19	16	16	17
3年生	12	16	18	16	16
4年生	10	0	0	0	0
5年生	2	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	60	60	60	60	60

※年間最大人数

【放課後子供教室】

(人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保方策	20	20	20	20	20

※年間最大人数

③ 地域子育て支援拠点事業

- 地域子育て支援拠点事業に準ずる事業として、睦沢こども園において子育て支援事業（わくわく広場、園庭開放、おはなしの広場、ベビーマッサージ、子育て支援室の開放、子育て座談会）を実施します。

④ 一時預かり事業

- 睦沢こども園 1 園において、一時預かり事業を実施します。
- 計画期間内では、サービス提供量は充足する見込みです。

(人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	92	89	85	80	82
②確保方策	92	89	85	80	82

※年間延べ人数

⑤ 病児保育事業

- 病児保育事業に準ずる事業として、小学校6年生までの病児・病後児保育利用に対する助成を実施します。
- ※病児・病後児保育利用に対する助成の見込みは以下のとおり。

(人・日)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	10	10	10	10	10

※年間延べ日数

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の可能性について検討します。

⑦ 利用者支援事業

- 母子保健機能及び児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター（仮称）」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進や妊産婦・子どもと子育て家庭の福祉に関し、切れ目なく包括的な支援を提供します。

【基本型】

(か所)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	—	—	—
②確保方策	1	1	—	—	—

【母子保健型】

(か所)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	—	—	—
②確保方策	1	1	—	—	—

【こども家庭センター型】

(か所)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	—	—	1	1	1
②確保方策	—	—	1	1	1

⑧ 妊婦健康診査

(件)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	268	258	248	248	237

※年間延べ件数

②確保方策

健診回数：14回 実施場所：契約医療機関 実施時期：随時
 実施体制：基本的な健康診査（診察、計測、血圧、尿検査）、血液検査、
 超音波検査、貧血検査などを個別に実施

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

(人、%)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み					
訪問数 (0歳児推計人口)	25	25	23	23	23
訪問率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

②確保方策

実施機関：睦沢町 実施体制：町職員（保健師など）

⑩ 令和4年度児童福祉法改正に伴う新規事業

- 令和4年度の児童福祉法改正に伴い創設された「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成拠点支援事業」「親子関係形成支援事業」について、実施可能性を検討します。

⑪ 妊婦等包括相談支援事業

- 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につないでいきます。

(人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	75	75	69	69	69
②確保方策	75	75	69	69	69

※年間延べ件数

⑫ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 現行の幼児教育・保育制度に加えて、月の一定時間までの利用可能枠の中で、就労状況にかかわらず利用できる制度の円滑な実施のため保育士の配置などを検討します。

(時間)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	240	240	360	360
②確保方策	0	240	240	360	360

※年間延べ時間数

⑬ 産後ケア事業

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を、「宿泊型」「日帰り型」「訪問型」によりきめ細かく支援します。

(日)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	32	34	36	38	40
②確保方策	34	34	36	38	40

※年間延べ日数

⑭ 養育支援訪問事業

- 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を保健師等が訪問し、養育に関する専門的な助言等の支援を行い、適切な養育の実施を確保していきます。

(人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	2	2	2

※年間延べ件数

②確保方策

実施機関：睦沢町 実施体制：町職員（保健師など）

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保のため、多様な事業者の参入可能性を検討します。

⑯ 実費徴収にかかる補足給付事業

- 保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）及び日用品、文房具等の購入に要する費用の一部を補助します。

III. 施策の展開

1. 基本目標 1：出産子育てを支える環境づくり

(1) 現況と課題

【まちの現状】

- 保健師や医師などの専門職や、こども園・小中学校、地域の各種団体・人材が連携して、母子の保健や健康維持に関して、妊娠期から子どもの成長に至るまで、安心して子育てができる環境づくりを進め、サポートが必要な方に対する切れ目ない支援の実施に努めています。
- 子どもたちが安心して、人権を侵害されることなく健やかに成長できるよう、地域のつながりの強さを生かしながら、地域の中で見守られながら育つ環境づくりに努めています。
- 公益社団法人日本青年会議所が推進する「ベビーファースト運動」の趣旨に賛同し、長生郡市7市町村が合同で「ベビーファースト宣言」を行いました。町として、一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「第2期総合戦略」子育て・教育分野の基本目標を活動宣言としました。

【今後の課題】

- 女性の就労率の高まりや他地域からの移住者の増加に伴い、子育て家庭の状況が多様化している中で、ニーズに応じた柔軟な対応が求められています。
- 子育て世代の悩みや問題が多様化する中、児童虐待やいじめなどの子どもの生きる権利を脅かす事件などが多く報道されており、包括的に対応できる相談窓口の設置や専門的な人材の確保が必要とされています。

(2) 基本的方向性

母子保健機能及び児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター（仮称）」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進や、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供するため、体制の整備に努めます。

実施にあたっては、妊産婦、子どもやその家庭の課題・ニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取り、個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、地域資源を有機的に組み合わせ、支援内容を組み立てていきます。

併せて、子どもの権利や育児方法などについての普及啓発を地域に向けて行い、子育てしやすい環境の整備を図ります。

(3) 施策

① 子どもや母親の健康の確保

ア 施策の展開方針

- 母子保健の充実と、相談体制の充実により、子どもや母親の健康の確保を支援します。

【第3期のポイント】

- 子育て世代包括支援センターを発展させ、母子保健と児童福祉に関する切れ目のない包括的な支援を行う「こども家庭センター（仮称）」の体制整備を図ります。
- 妊娠中に電話連絡（プレママコール）などを行い、安心して出産育児ができるように支援を行います。
- 子どもや母親の生活習慣病予防に向けた指導強化や産後の支援の充実を進めます。
- 子どもの健康確保や情報モラル教育の一環として、スマートフォンなどの情報機器を適切に利用できるよう、子どもや親への普及啓発や、子ども自身が主体的に情報機器の利用について考える場の提供などを行います。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	こども家庭センター（仮称）	母子保健機能及び児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター（仮称）」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進や妊産婦・こどもと子育て家庭の福祉に関し、切れ目なく包括的な支援を提供します。	福祉課子育て推進班	新規 2027
2	子育て世代包括支援センター	妊産婦、乳幼児などの実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うとともに、個別に支援プランを策定するなど、妊娠初期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。	福祉課子育て推進班	継続
3	子育てワンストップサービスなどの普及	子育てに関するサービスの検索やオンライン申請が可能となる子育てワンストップサービスの普及などマイナポータルを活用したサービスの利用促進を図ります。	福祉課子育て推進班	継続
4	母子健康手帳などの配布	妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を窓口交付します。交付に際しては、母子保健事業の紹介や妊娠中の生活についての助言のほか、妊婦乳幼児健康診査や医療費助成制度などの内容について案内し、利用促進に努めます。	福祉課子育て推進班	継続
5	妊婦健康診査の実施	妊娠期の母子の健康が確保されるよう、妊婦健診の受診勧奨を実施するとともに、自己負担に対して助成を行い、健診受診体制の充実にも努めます。	福祉課子育て推進班	法定
6	プレママコール	妊娠届出があった者を対象に電話連絡を行い、妊娠中の心身の健康状態の把握や健康相談を行います。	福祉課子育て推進班	継続
7	妊産婦健康教室の開催	妊産婦とその家族などを対象に、妊娠・出産の経過を把握しながら、子育て家庭の交流を促進するため、健康教室を実施し、母性・父性の育成を支援します。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続
8	母子保健事業の情報提供	母子保健事業の年間計画などを掲載した「母子保健事業のご案内」の配布により、わかりやすい情報提供に努めます。	福祉課子育て推進班	継続
9	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を2回訪問し、養育環境を把握するとともに、子育ての悩みを傾聴し、育児不安の解消と、子どもの健やかな成長を支援します。また、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが結びつくよう、助言や支援を行います。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	法定

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
10	産後ケア	出産後の育児の不安や母親の心身のケアなど、サポートを必要とする人を対象に、 宿泊型、日帰り型、訪問型 の支援を行い、安心して子育てができるよう支援を行います。	福祉課子育て推進班	継続
11	乳幼児訪問指導の充実	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続した個別指導が必要な乳幼児に対し定期的に訪問し、状況の把握と適切な助言を行います。また、乳幼児健診の未受診児に対して、保護者などへ健診の必要性を促し、不安や悩みのない子育てに取り組むことができるよう、保健師などによる家庭訪問を行います。こども園に入園している乳幼児に対しては、こども園と連携し状況を把握し、適切な助言を行います。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続
12	乳幼児健康相談の実施	4か月～12か月児に、保健師、栄養士、歯科衛生士による健康相談を実施し、4～5か月児にはブックスタートを行います。また、健康相談対象者以外についても、必要に応じて相談に対応し、育児不安の解消に努めます。	福祉課子育て推進班・教育課生涯学習班	継続
13	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、3～6か月児、7～8か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳児などを対象にした健康診査と、2歳児を対象とした歯科健診の充実に努めます。また、継続して観察の必要な乳幼児を把握し、適切なフォローを行うとともに、ことばの発達相談などを「カンガルーのお部屋」などにつなげます。なお未受診児に対しては、電話・文書・訪問などで受診勧奨します。 また、5歳児健康診査の実施に向けた検討を進めます。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続
14	予防接種の実施	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童・生徒を対象とした、法律による予防接種を実施します。また、任意の予防接種の拡充を検討していきます。	福祉課子育て推進班	継続
15	口腔の健康管理（フッ素塗布、フッ化物洗口）	1歳6か月児・3歳児健康診査、2歳児歯科健診などでフッ素塗布を行います。また、こども園・小学校・中学校でもフッ化物洗口を継続して実施することで、むし歯予防などの口腔の健康管理の取組に努めます。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班・教育課学校教育班・こども園	継続
16	小児生活習慣病の予防	食習慣や栄養、適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、体を使った遊びによる運動不足の解消を呼び掛け、健康教育などの充実を図ります。また、小学4年生・中学1年生を対象に小児生活習慣病予防検診と事前指導及び保護者同席による事後指導を行い、小児期からの生活習慣病の予防に努めます。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班・教育課学校教育班	継続
17	スマートフォンなどによる健康被害の予防	スマートフォンなどによる健康被害や生活、学習への影響などについて関係機関で共通認識を図り、訪問や健診、健康相談などの場を活用し子どもや保護者への指導や情報提供に努めます。	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	継続
18	ライフサポートファイルの配布	新生児期から子どもの成長・発達の記録を管理できるファイルを保護者に配布し、保護者が子どもの成長に関心を持ち、関係機関が継続した支援のための連携を図ります。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続
19	不妊治療に対する助成	不妊治療を受ける夫婦に対して助成を行い、不妊治療の経済的負担の軽減を図り、子どもを望む家庭を支援します。	福祉課子育て推進班	継続
20	新生児聴覚検査費用助成	新生児の聴覚障害を早期発見、早期治療を目的に、新生児・乳児に対し、検査費用を助成します。	福祉課子育て推進班	継続
21	未熟児療育医療費助成	医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し養育医療の給付を行います。	福祉課子育て推進班	継続
22	ベビーファースト運動のアクション	役場内での手続き中にお子さんをお預かりして、ご家族が手続きに専念できるようにサポートします。	福祉課子育て推進班	新規 2023

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

② 小児医療の充実

ア 施策の展開方針

- 小児医療や周産期医療機関との連携強化に取り組みます。

【第3期のポイント】

- 園医や学校医などとのつながりの中で、地域医療機関と連携の強化を図ります。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関の連携を促進するとともに、こども園や小中学校における医療的ケア児支援のための知識を修得した人材の配置を検討します。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	地域医療体制の整備	医師会及び歯科医師会並びに園医、学校医などの協力を得ながら、医療機関と連携し、地域医療体制の整備に努めます。また、かかりつけ医の考え方の普及を促進します。	福祉課子育て推進班	継続
2	休日・夜間医療体制の整備	休日・夜間の医療体制の整備を図るため、医療機関との協力体制の構築に努めます。また、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法などの情報提供や、「#8000」、「こどもの救急」HPを広報紙などで掲載し、周知を図ります。	総務課総務班・福祉課子育て推進班	継続
3	医療的ケア児の支援	医療的ケア児に対して適切な支援が行えるよう関係機関の連携により、人材の配置を検討します。	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	継続

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

③ 食育の推進

ア 施策の展開方針

- 食に関する知識と食を選択する力を身につけ、生涯にわたり健康で充実した生活を心豊かに過ごすことができるよう、家庭や園小中学校での食育を進めます。

【第3期のポイント】

- 園児・児童・生徒に望ましい食生活の定着のため、学校と家庭が連携・協働し、食育の推進に取り組みます。
- 学校給食を「生きた教材」として捉え、米は「むつざわ米」を使用するとともに、食材には陸沢産品の使用や安心安全な食材の割合を増やすなど、食に対する理解・関心を高めるとともに、郷土愛を育みます。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	離乳食指導	「離乳食教室」を実施し離乳食の作り方や進め方、与え方、離乳食の大切さについて学ぶ機会を提供します。また、乳幼児健康相談における栄養相談や個別相談時に、離乳食に関する情報提供を行います。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続
2	こども園給食の推進	こども園の給食については、園児の年齢に合わせた調理方法で、乳幼児期にふさわしい食生活の展開、食事のマナーの指導を努め、献立表や給食だよりの発行・配布を行います。また、3歳未満児については、離乳食完了、摂取食材の確認等の個別相談を行います。	教育課こども園	継続
3	学校給食の推進	学校給食については、バランスのよい食事の提供に努めるとともに、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導などを行います。また、地元産米などの食材をさらに活用した地産地消に努め、献立表や給食だよりを発行・配布し、食育について各家庭と連携していきます。	教育課学校教育班	継続
4	食育などの連携	子どもの食に携わる関係者が、乳幼児及び園小中学校における、食生活に関する相談・指導などについて、共有し、連携を図ります。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班・教育課学校教育班・こども園	継続
5	保健栄養推進員の活動	保健栄養推進員による食に関する健康教室などを実施し、子どもやその保護者に対する食育の充実に努めます。	健康保険課健康推進班	継続

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

④ 心と体の健康教育の推進

ア 施策の展開方針

- 子どもが健やかに成長できるよう、また将来的に子を育てる立場になったときの助けとなるよう、園児・児童・生徒に対する健康に関する正しい知識の普及と相談体制の充実を図ります。

【第3期のポイント】

- 園児・児童・生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導及び性感染症の予防・啓発や薬物乱用防止教育を推進します。
- 生命の尊さを学び、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指します。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	心の健康に関する情報提供・知識の普及（保護者）	思春期の子どもへのかかわり方について、関係機関と連携して保護者に対し、学級担任・養護教諭・スクールカウンセラーから情報提供を行い、心の健康に関する知識の普及に努めます。また、こころの電話相談やゲートキーパー講座を継続的に実施し、保護者自身の心の健康維持に努めます。	健康保険課健康推進班	継続
2	心の健康に関する情報提供・知識の普及（児童・生徒）	悩みなどの相談機関の啓発用品を児童・生徒に配布し、子どもの心の健康維持に努めます。	健康保険課健康推進班	継続
3	性についての正しい知識・理解の普及	小学校高学年及び中学生を対象に、思春期健康教室を開催し、 性に関する指導及び性感染症の予防・生命の大切さ についての啓発を行うとともに、男女の 性差や多様な性の 理解の推進に努めます。	教育課学校教育班・福祉課子育て推進班	継続
4	未成年者の健康影響についての教育推進	小中学校において、未成年者の喫煙・飲酒による健康被害について保健指導を通して、具体例をもとに認識を深める授業展開に努めます。	教育課学校教育班	継続
5	薬物乱用防止についての教育推進	薬物乱用防止教室を関係機関の協力を得て開催し、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図ります。	教育課学校教育班	継続
6	いのちの安全教育の推進	幼児期から生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることに努めます。	教育課学校教育班・こども園・福祉課子育て推進班	新規 2023

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、（法定）…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

⑤ 児童虐待防止対策の充実

ア 施策の展開方針

○虐待の被害にあう子どもを出さないように、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。

【第3期のポイント】

○町の保健師によるオレンジプログラムの実施体制を充実し、親の心身のケアと子育てに関する普及啓発を行うことで、虐待の未然防止を強化します。

○子育て世代包括支援センターを発展させ、「こども家庭センター（仮称）」として体制整備を図ることで、母子保健と児童福祉に関する一体的な支援を行い、一層の虐待未然防止に努めます。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	はっぴい子育て講座（オレンジプログラム）の実施	オレンジプログラムの活用により子どもとのかかわりにおいて、子育て講座を開催し、受講者が子育てのストレスを軽減し、子どもをしつけるうえで効果的なスキルを取得してより良い親子関係を築けるように継続的に実施します。	福祉課子育て推進班	継続
2	虐待の発生防止	妊娠期のプレママコールによる、妊婦の出産後の家庭環境などの事前把握や産後のサポート及び子育て世代包括支援センター事業などにより虐待の発生防止に努めます。	福祉課子育て推進班	継続
3	虐待の早期発見・早期対応	生後4か月までの新生児訪問や、乳児相談などの参加状況、健康観察などにより、母子の状況を定期的に把握するとともに、こども園や民生委員児童委員及び医療機関からの情報など、関係機関の連携により、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、虐待の事実を確認した場合は、早急に関係機関への連絡を行い、被害が最小限となるよう取り組みます。	福祉課福祉班・子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	継続
4	虐待に関する相談体制の充実	子育て世代包括支援センターを発展させ、「こども家庭センター（仮称）」機能を活用して、保健師、社会福祉士などの専門職や関係機関が連携し、きめ細かな相談に努めます。	福祉課福祉班・子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	継続
5	要保護児童対策地域協議会等の充実	教育、学校、警察など、関係機関・団体・専門職その他の人々と連携をとり「陸沢町虐待防止等対策ネットワーク」との併設による、要保護児童対策地域協議会を実施するとともに実務者会議を定期的に行い、虐待に対応するための体制整備や防止に取り組みます。	福祉課子育て推進班	法定
6	こども家庭センター（再掲）	母子保健機能及び児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター（仮称）」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進や妊産婦・こどもと子育て家庭の福祉に関し、切れ目なく包括的な支援を提供します。	福祉課子育て推進班	新規 2027

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、（法定）…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始（予定）年度。

⑥ 児童の健全育成

ア 施策の展開方針

- 児童の健全な育成を支えるため、児童が成長する過程で直面する様々な悩みに対する相談体制の充実や子どもの人権の普及啓発を進めます。

【第3期のポイント】

- 小中学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。小中学校においては、いじめなどに対応するため、スクールカウンセラーなどの相談体制を引き続き充実させるとともに、学校内での見守り体制や保護者との連携を強化します。
- 教育委員会内に、弁護士・保護者代表・民生児童委員・青少年相談員・学識経験者・学校職員などで構成する「生徒指導等問題対策会議ネットワーク」を組織し、いじめや非行などの問題行動を未然に防止することや、日常的な生徒指導についての情報交換、諸課題の共有・解決を図ります。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	家庭児童相談事業	子どもの不登校などの問題について相談受付をし、案件によっては、家庭訪問をし、児童相談所などの関係機関へ連絡をとり、対処します。	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班	継続
2	家庭教育支援チーム	園小中の家庭教育学級への支援や家庭教育における課題についての取組など学校や関係機関と連携しながら子育てや家庭教育をサポートします。また、子育てや教育にかかわる家庭内での悩み事への相談に応じます。	教育課生涯学習班	継続
3	スクールカウンセラー配置事業	不登校や問題行動など児童・生徒の心の問題に対応するため、専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを小中学校に配置し、児童・生徒に対するカウンセリングや教職員、保護者に対する助言や援助を行い、児童・生徒の問題行動や悩み、相談などの解決に向けた支援を行います。	教育課学校教育班	継続
4	子どもの権利条約に関する普及啓発の促進	「子どもの権利条約」の内容について普及啓発を図り、子どもの人権を尊重する地域社会の構築に努めます。	教育課学校教育班	継続

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

⑦ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ア 施策の展開方針

- 経済的な事情などを抱えるひとり親家庭で育つ子どもが、必要な教育などを受けられるよう、ひとり親家庭に対する就労支援や経済的支援などを行います。

【第3期のポイント】

- ひとり親家庭等が子育てをしながら経済的に自立し、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できるよう家庭の負担軽減に努めます。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	ひとり親家庭等の自立、就労支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、関係機関と連携し、子育ての相談や就労に関する相談、雇用情報の提供などを実施するとともに、各種制度・支援に関する情報提供に努めます。	福祉課子育て推進班	継続
2	児童扶養手当などの支給	父子家庭・母子家庭及び父母のいない家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の一部助成を行います。また、これらの制度の周知に努めます。	福祉課子育て推進班	継続
3	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、国・千葉県の指針に基づき低利の各種生活資金の貸付を実施するとともに、制度の周知に努めます。	福祉課子育て推進班	継続

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

⑧ 特別な支援を必要とする子ども・家庭への支援の充実

ア 施策の展開方針

- 障害の有無や国籍の違いなどにかかわらず、すべての子どもが必要な支援を継続的に受け、健やかに育つ環境づくりに取り組みます。

【第3期のポイント】

- ライフサポートファイルの導入により、特別な支援を要する子どもへの気づきを早め、早期に必要な支援につなげることができるよう園小中学校においても、ファイルを継続して活用できる体制を整えます。
- 外国籍の子どもや親への情報提供や相談体制の充実を図るため、検討を行います。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	療育体制の整備	療育体制を整備するために、国・千葉県の指針に基づき、重度心身障害児に対して、医療費保険診療自己負担分の助成及び障害児福祉手当を支給します。	福祉課福祉班	継続
2	障害児居宅支援事業の推進	在宅の障害児が指定事業所または基準該当事業所において居宅介護、デイサービス、短期入所のサービスを受けたときに、その費用の一部を負担します。	福祉課福祉班	継続
3	自閉症及び乳幼児の発達障害への対応	発達の状況が気になる乳幼児に対し、療育支援コーディネーターを活用し家族支援や相談を実施し、発育に対して助言を行います。	福祉課福祉班・子育て推進班	継続
4	特別児童扶養手当の支給	心身に障害のある児童を監護または養育している人を対象に、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課子育て推進班	継続
5	身体障害児補装具給付事業の実施	身体に障害のある児童の日常生活を支援するため、補装具の給付と修理を行い、健康の保持、生活の安定を確保します。	福祉課福祉班	継続
6	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	在宅の重度障害児の日常生活において、日常生活用具の給付に努めます。	福祉課福祉班	継続
7	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級へ入級する児童・生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を援助します。	教育課学校教育班	継続
8	特別支援教育の推進	特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、各関係機関との連携の中で、教育支援委員会を開催しています。また、各学校において特別支援員を配置し、特別支援教育の推進を図るとともに、ライフサポートファイルの活用により関係機関の連携した支援につなげます。	教育課学校教育班	継続
9	障害児の生活支援ネットワーク化の推進	長生郡市母子保健・児童福祉・社会福祉関係課、千葉県身体障害者福祉協会、心身障害児者と家族の会、障害者地域作業所などの協力を得て、障害児の在宅生活を支援する一環として、関係機関・団体との情報の共有化と連携強化を図り、障害児の生活支援ネットワーク化の推進に努めます。	福祉課福祉班	継続
10	外国籍の子どもへの支援	外国籍の子を持つ親が安心して子育てができるよう、情報提供に努め、支援体制の検討を行います。	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	継続

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

2. 基本目標 2：子育て世代にやさしい環境づくり

(1) 現況と課題

【まちの現状】

- 幼稚園において、幼児教育・保育サービスの提供を行っており、幼稚園を中心として、多様な子育て支援事業を展開するなど、子育て支援の充実に努めています。
- 子育てにかかる費用の負担軽減のための各種助成制度を拡充するなど、子育て家庭の負担軽減に努めています。
- 放課後なども放課後児童健全育成事業などを実施し、地域の中での子どもの居場所の確保に努めています。
- 「Slow For Kids」を宣言しました。町のローカルルールとして、主に通学時の子どもたちを見かけたら、速やかに減速し、子どもたちが安全・安心に通行できるように、20キロ以下で通り過ぎるようドライバーの方々にに対し、自主的協力をお願いを呼びかけています。

【今後の課題】

- 女性の就労率の高まりや他地域からの移住者の増加に伴い、子育て家庭の状況が多様化している中で、ニーズに応じた柔軟な対応が求められています。
- 核家族化の進展や、共働き世帯の増加などにより、親が子育ての悩みを抱え込んでしまうことも懸念されるため、親が子育ての悩みを相談・共有し、不安を解消しながら子育てをできる環境づくりが求められます。
- 町内における親子で一緒に遊びに出かけられる場や子どもたちが集える場の充実に求める意見が多く寄せられており、そうしたニーズに応えていくことが求められます。

(2) 基本的方向性

多様化する子育て家庭の状況に対応した幼児教育・保育サービスの充実に図るとともに、子育てにおける精神的・身体的・経済的負担を軽減できるような支援を進めます。特に、保育の充実や育児支援サービスの拡充が重要であることから、保育人材の確保などによりサービス提供量の安定的な充足を図ります。

また、孤立した子育てを防ぎ、子育ての不安を軽減するため、相談の機会や、親子や親同士が交流できる場の充実などを進めます。

さらには、地域が一体となって子育て世代をもれなく支えていき、この町で子育てをしてよかったと言えるまちづくりを進めます。

(3) 施策

① 幼児教育・保育サービスの確保

ア 施策の展開方針

- 多様化する子育て家庭の保育環境や就労状況を踏まえ、必要となる幼児教育・保育サービスの量の確保と質の向上を図ります。

【第3期のポイント】

- 地域の子どもが健やかに育つ環境を提供し、保護者に対する総合的な子育て支援を推進します。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	幼児教育・保育の実施	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容を踏まえつつ、家庭と地域と連携し「生きる力」「人間力」「社会力」の育成の基礎を育む幼児教育を推進します。また、人材の確保などによりサービス提供量の安定的な充足を図ります。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	法定
2	時間外保育事業 ※時間外保育事業に準ずる事業	認定保育時間（8時間）を超えて、保育サービスを提供し、保護者の就労などを支援します。利用希望者の増加に対応するため、保育士などの職員体制を充実します。	教育課こども園	(法定)
3	特別支援教育事業	障害児を受け入れる体制を充実するため、職員に対する研修を充実するとともに、特別支援コーディネーターを配置し、職員間の共通理解を図り、一人一人に合わせた支援を行います。	教育課こども園	継続
4	乳児保育の促進	生後6か月から保育を実施します。利用者の増加に合わせて、職員の適正配置や設備の充実、安全確保に努め、発育状況や健康状況を把握し、乳児保育を充実させていきます。	教育課こども園	継続
5	一時預かり事業	保護者の仕事や通院、緊急時のほか、リフレッシュなどの場合に、こども園で一時的に子どもを保育し、保護者の育児負担の軽減を図ります。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	法定
6	預かり保育	保護者の希望に応じて1号認定児の教育・保育時間終了後及び長期休業中に子どもを預かります。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	継続
7	こども園送迎バス	専用バスによる送迎を実施し、保護者の送迎負担の軽減に努めます。	教育課こども園	継続
8	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援制度）	子どものための教育・保育給付を受けていない乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その保護者に対する子育てについての情報提供や助言、援助を行う事業の実施や保育士の配置に努めます。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	新規 2026

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

② 保育・教育に関する経済的支援の充実

ア 施策の展開方針

○子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

【第3期のポイント】

○幼児教育・保育の無償化に対応し、利用者の円滑な幼児教育・保育の利用を支援します。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	幼児教育・保育の無償化	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育などを行う施設などの利用に関する給付を行います。	福祉課子育て推進班	継続
2	児童手当の支給	家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当を、高校生年代までの児童を養育している人に支給します。また、制度の周知を行い、着実に事業を実施します。	福祉課子育て推進班	継続
3	病児・病後児保育利用に対する助成 ※病児保育事業に準ずる事業	病気中や病気の回復期など集団保育が困難な期間において、就労などにより保育の必要がある児童などを町外の施設に預けた場合、その費用の一部を助成し、保護者の就労と子育ての両立を支援します。	福祉課子育て推進班	(法定)
4	子ども医療費助成・高校生等医療費助成	高校3年生までの通院・入院などの医療費助成を継続し、子育てにおける経済的負担の軽減に努めます。	福祉課子育て推進班	継続
5	予防接種費用の助成	子どもの生後6か月から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費用の助成を行います。	福祉課子育て推進班	継続
6	就学援助制度	要保護・準要保護世帯で、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒について、就学に必要な費用の援助を行うことで、就学環境を支援します。	教育課学校教育班	継続
7	妊婦支援給付金の支給	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等のための経済的支援をします。	福祉課子育て推進班	新規 2025
8	こども園の保育料の減免	ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯など、生活保護法による被保護世帯などについて、保育料の減免を行い経済的負担の軽減に努めます。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	継続
9	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）及び日用品、文房具等の購入に要する費用の一部を補助します。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	法定
10	給食費の一部町負担	次世代の睦沢町を担う子ども達の食育に取り組むため、主食に係る費用を町が負担し、又町内で生産された「むつざわ米」を提供することで、食に対する理解・関心を高めるとともに郷土愛を育みます。また、 多子世帯における保護者の経済的負担の軽減のため、第3子以降の義務教育期間における学校給食の無償化を図ります。	教育課学校教育班・教育課こども園	継続

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

③ 子育てに関する相談機会の充実

ア 施策の展開方針

○子育てにおいて悩みを抱える親の不安を解消するため、専門家への相談機会の充実や、親同士の相談しやすい関係づくりを推進します。

【第3期のポイント】

○子育て世代包括支援センターを発展させ「こども家庭センター（仮称）」として体制整備を行うことで、母子保健と児童福祉が一体的に相談を受けるとともに、関係機関との連携をさらに深め、支援の充実を図ります。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	子育て相談室「カンガルーのお部屋」の実施	乳幼児健康診査などで経過観察が必要な乳幼児とその保護者に対して、育児指導員による個別相談を実施し、健やかな発達を支援していきます。	福祉課子育て推進班	継続
2	子育て教室の開催	子育て講座やこども園での園庭や子育て支援室の開放、ベビーマッサージなどの事業を通じて、子どもや保護者の交流を活発化するとともに、育児相談の実施により、育児についての知識の普及と育児不安や負担の軽減を図ります。また、事業の周知を実施し、参加者の増加につなげます。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	継続
3	こども園における子育て支援事業 ※地域子育て支援拠点事業に準ずる事業	こども園を地域の子育て支援の中核として位置づけ、未就園児の親子に室内遊びや絵本の読み聞かせを通して、子育て中の親子の交流の促進や相談、援助の実施、子育て関連情報の提供などを実施し、支援内容の充実に努めます。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	(法定)
4	利用者支援事業	教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ専門職による相談・助言などを行い、関係機関との連携を図る体制を整えます。(基本型・母子保健型・こども家庭センター型)	福祉課子育て推進班	法定

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

④ 仕事と子育ての両立のための普及啓発

ア 施策の展開方針

- 共働き世帯の増加なども踏まえ、仕事と子育てを共に楽しめるような環境づくりに向けた、普及啓発を進めます。

【第3期のポイント】

- 子育ての負担が片親に偏らず、配偶者や祖父母など皆でかかわれるような、意識の醸成及び教室の開催などを行います。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法などについて企業・事業主などへの啓発に努めるとともに、町民に対する広報に努めます。今後も講演会や講座への参加、パンフレットの配布、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。	総務課総務班	継続
2	子育て支援の共有	子育ての負担が片親に偏らず、配偶者を含め家族で関心を持てるような知識や意識の醸成を図る教室を開催し、周知を図ります。	福祉課子育て推進班・教育課生涯学習班・こども園	継続
3	国、県及び農業団体、商工団体などの関係団体との連携	国、県及び地域における農・商・工業などの関係団体などと連携を図りながら、地域住民の雇用の推進及び労働条件の改善に努めます。また、労働者、事業主、地域住民などの意識改革を推進する広報・啓発、研修、情報提供などに努めます。	産業振興課産業振興班	継続
4	男女共同参画の意識づくり	講演会やセミナーの開催、啓発パンフレットの配布などを通じ男女共同参画に関する意識啓発を推進します。	総務課総務班	継続
5	学校教育における男女共同参画の推進	小中学校において、社会科・道徳・特別活動などを中心に、児童・生徒の発達段階に応じて、男女相互の理解を深めるなどの指導を推進します。また、これらの指導を継続的に実践し、男女共同参画社会に関する子どもたちの理解を深めます。	教育課学校教育班	継続

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

⑤ 子育て支援のネットワークづくり

ア 施策の展開方針

- 子育て家庭が孤立することなく、地域の中で見守られながら子育てができ、子どもがのびのび育つ環境となるよう、地域における子育て支援のネットワークづくりを進めます。

【第3期のポイント】

- 町ホームページや広報などを活用し、子育て世代だけでなく広く町民に子育てに関する情報を発信し、町全体で子育てをする機運を高めます。
- 子育てサークルなどの活動に対し、公共施設の利用料の減免や費用の一部補助など活動の円滑な実施を支援します。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	子育て支援における関係機関との連携	きめ細かな子育て支援サービスの提供とサービスの質を向上させるため、様々な地域活動団体と行政の、地域における子育て支援のネットワークを強化していきます。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	継続
2	保育サービスに関する情報提供	地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、広報、ホームページを通して、保育サービスに関する各種情報の提供に努めます。	福祉課子育て推進班	継続
3	子育てサークル等に対する支援	子育てサークルなどの活動に対し、公共施設の利用料の減免や費用の一部補助など活動の円滑な実施を支援します。	福祉課子育て推進班・教育課生涯学習班	新規 2024
4	ファミリー・サポート・センターの設置	育児の援助を受けたい人で行いたい人とが、助け合う相互援助活動として、ファミリー・サポート・センターの設置を検討します。	福祉課子育て推進班	継続
5	Slow For Kids 宣言の普及	子どもたちが安全・安心に通行できるように、子どもを見かけた際、20キロ以下の走行を促すため、「Slow For Kids」ステッカーを配布します。	総務課行政管財班	新規 2024

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

⑥ 子どもの居場所づくり

ア 施策の展開方針

○子どもが、こども園や小中学校以外の時間も地域の中で安心して過ごせる場や、子どもと親と一緒に出かけられる場の確保に努めます。

【第3期のポイント】

○学校教育上支障がない範囲で学校施設開放を拡充することにより、町民のスポーツレクリエーションその他社会教育の振興を図ります。

○放課後児童クラブと放課後短期運動教室と連携して事業を実施することにより、子どもの自主性、社会性などのより一層の向上を図ります。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学生児童の保護者が、仕事や病気などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や長期休暇時において、睦沢小学校敷地内に設置した放課後児童クラブで預かり、児童の健全育成と、保護者への育児支援を行います。利用児童数の増加に対応するため、定員増を実施します。また、人材の確保などによりサービス提供量の安定的な充足を図ります。	教育課学校教育班	法定
2	地域と学校の連携・協働体制構築事業（放課後短期運動教室）	放課後に学校施設を活用し、スポーツなどの運動教室を実施し、将来的には教室の種類の拡充を図ります。	教育課生涯学習班	法定
3	児童・生徒のための放課後の居場所づくり	公民館に子どもたちの学習コーナー（地域ルーム）を設置し、自主学習の場及び読書活動推進の場を提供するとともに、地域コーディネーターを配置し、地域の学び合いの場としての活用を図ります。	教育課生涯学習班	継続
4	学校施設の開放	スポーツの振興と町民の健康増進を図るため、学校体育施設（小中学校）の開放に努めます。	教育課生涯学習班	継続
5	遊具（遊び場）の設置	子どもの遊具（遊び場）を総合運動公園やみどりの広場などに設置します。	教育課学校教育班・産業建設課建設班	継続
6	フリースペースひだまりの開設	学校で居場所を見出せない児童に安心して過ごせる居場所「ひだまり」を開設しました。不登校及び不登校傾向の児童の実態や特性に応じて適切な指導を行い、自立性や社会性など豊かな人間性を育むための支援を行います。また、保護者や学校との連携を密にし、不登校児童の理解を深めています。	教育課学校教育班	新規 2021

凡例：法定…子ども・子育て支援法に規定された法定事業、（法定）…法定事業に準ずる事業、新規…第3期計画新規事業、継続…第2期計画からの継続事業

※分類の「新規」は、第2期計画策定以降に開始された事業も含む。分類の「新規」の下の数字は開始(予定)年度。

3. 基本目標3：子どもの豊かな心と健やかな成長を支える魅力ある教育環境づくり

※本基本目標は、「睦沢町教育振興基本計画」と一体で、施策を推進するため、本計画では、各施策の概要を記載しています。

(1) 現況と課題

【まちの現状】

- 園小中一貫教育を推進しており、睦沢町で育つ子どもたちに0歳から15歳まで切れ目のない連続した教育ができるよう努めています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を機に教育現場においても急速なICT化が進んでいます。
- 学習支援員を配置し一人一人の多様な教育的ニーズに的確に対応できるように努めています。

【今後の課題】

- 未来を担う子どもたちが、日々変化する社会状況や国際的な動向も踏まえつつ、変化を前向きに受け止め、「コミュニケーション能力を備えるとともに、自己の生き方を考え、広く郷土の発展に主体的に関わる人材」となっていけるよう、「人間力」と「社会力」を育む教育が求められます。
- 人と人の結び付きが希薄化し、核家族化の進展や共働き世帯の増加など家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等によって、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、行政・こども園・学校・家庭や地域全体で子どもを支えることが求められます。
- 睦沢町で育つすべての人が、「人生100年時代」を、自らの人生をより豊かに生きるために、「誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも、生涯にわたり自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、多様な幸せのある社会」を実現するため、文化芸術・運動・スポーツなどの活動を充実できる環境づくりが求められます。

(2) 基本的方向性

未来を担う子どもたちが自らの人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するために、「人間力」と「社会力」を育む教育を、こども園・学校・家庭・地域が一体となって推進します。

また、睦沢町で育つすべての人が、「人生100年時代」を踏まえ、ともに学び支えあい自らの人生をより健康で豊かに生きられるよう、町内の生涯学習・文化芸術・運動・スポーツ環境の充実を進めます。

(3) 施策

① 園小中一貫教育カリキュラムの実施と確かな学力・自立する力・郷土を誇りに思う心の育成

ア 施策の展開方針

- 園児・児童・生徒の発達に十分配慮し、0歳から15歳まで切れ目ない連続性・系統性等を重視した、「陸沢町園小中一貫教育基本方針」に沿った園小中一貫教育をさらに推進します。
- 変化に主体的に向き合い、自ら判断し、未来を切り開く力や、多様な人々と協働し、新たな価値を見出すための力である「人間力」、「社会力」の育成に取り組みます。
- 新しい時代に求められる児童生徒の資質・能力の育成に取り組むとともに、伝統と文化を尊重し、グローバル化や技術革新に対応する教育、人格形成の基礎を培う幼児教育を推進します。
- 家庭や地域・事業所と連携し、学校段階に応じたキャリア教育を推進します。
- 児童生徒が主体的な社会の創り手としての力の育成に取り組みます。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組

	重点施策	主な取組
1	一人一人の学力を伸ばす教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「園小接続カリキュラム」の充実、小学校5・6年の「教科担任制」の定着、「小中学校教員の乗り入れ授業」による、園小中一貫教育の推進 ●系統的・教科横断的なカリキュラムの改善と充実、教員の指導力向上 ●児童生徒一人一人の学習意欲と学力を確実に伸ばす学習指導、学習支援ソフトの活用や家庭学習の奨励 <p style="text-align: right;">等</p>
2	伝統文化を尊重し郷土への愛情と誇りを持ち、グローバル化に対応する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「陸沢ふるさと学習」の継続と新規素材の発掘 ●中学校生徒とシンガポール共和国の生徒との交流事業の継続 ●ホストファミリー登録制度の再構築 <p style="text-align: right;">等</p>
3	キャリア教育・職業教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリアパスポートを活用した、発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の推進 ●地域や企業等と連携・協力し、児童生徒の勤労観・職業観の育成 ●学校・生徒・保護者が共通理解を図りながら進められる進路選択環境づくり <p style="text-align: right;">等</p>
4	技術革新に対応する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●課題を多面的に捉え、質の高い思考力・判断力・表現力等を身に付けられる授業改善 ●ICTを効果的に活用した社会で生きていくために必要な資質・能力の育成 ●情報社会のルールや情報セキュリティ、情報モラルの適切な指導 <p style="text-align: right;">等</p>
5	人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域と連携した「生きる力」、「人間力」、「社会力」の育成の基礎を育む幼児教育の推進 ●保育教諭を対象とした研修の実施 ●保育教諭と小学校教員との相互交流・合同研修会の開催や、園児と児童の交流活動の推進、「アプローチカリキュラム（スタートカリキュラム）」の活用、「幼保小の架け橋プログラム」の作成・活用 <p style="text-align: right;">等</p>

② 豊かな心と健やかな体の育成

ア 施策の展開方針

- 子どもの健やかな成長を促すため、豊かな心を育む教育を推進します。
- 生徒指導上の諸課題については、園小中で情報を共有するとともに、家庭・地域・関係機関等と連携し、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。
- 発達段階に応じた健康の保持増進に努め、学校（園）での体育的活動の充実とともに、園児・児童生徒に運動習慣の確立に向けた取り組みを推進します。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組

	重点施策	主な取組
6	豊かな心を育む教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行えるような道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりと、保護者や地域住民への道徳授業の積極的な公開 ● 園児、児童生徒の発達段階に応じた、自然体験や職場体験、社会奉仕体験、世代間交流など、家庭・地域・企業・NPOなどと連携した体験活動の推進 ● 「朝の読書」や「読み聞かせ」等の実施による、幼児児童生徒の読書活動の推進 <p style="text-align: right;">等</p>
7	いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、社会全体でいじめや問題行動等に取り組む機運の醸成 ● 「特別の教科 道徳」を要とした教科横断的な学びの場を設け、コミュニケーション能力の育成、豊かな人間関係づくりのための教育の推進 ● スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの活用を含めた教育相談活動の充実 <p style="text-align: right;">等</p>
8	人権を尊重した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進 ● 社会奉仕活動や自然体験活動、園児と児童生徒・高齢者・障がい者・外国人等との交流などの充実 ● 生命の安全教育、SOS の出し方教育、情報モラル教育等の推進 <p style="text-align: right;">等</p>
9	健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校保健委員会を中心とした家庭や地域の関係機関と連携した健康管理の充実 ● メンタルヘルスやアレルギー疾患など、児童・生徒の現代的な健康課題に対応する取組の推進 ● 学校と家庭が連携・協働した運動・食事・睡眠などの生活習慣を子どもたちが規則正しく身につけられるための取組の推進（朝食欠食の解消など） <p style="text-align: right;">等</p>
10	体力の向上と体育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 体力向上のための、園・小・中学校での共通のテーマ設定による、それぞれの接続や連続性を見据えた一貫性のある指導 ● 健康や体力への関心を高め主体的に運動に取り組む児童生徒の育成 ● 積極的な外遊びや運動の奨励 ● 部活動の地域移行や外部人材活用、地域との連携 <p style="text-align: right;">等</p>

③ 多様なニーズに対応した教育の推進

ア 施策の展開方針

- 全ての子どもが夢や希望を持って社会の一員として自立し、主体的に社会に参画できるよう、一人一人の子どもの能力、可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。
- 障がいの有無や不登校、日本語指導の必要性、複合的な困難等の多様なニーズにも応じた教育の機会の確保に努めます。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組

	重点施策	主な取組
11	障がいのある子どもへの支援・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●全教職員の特別支援教育について理解を深め、全校（園）での指導・支援体制・各学級における教科等の指導の充実 ●県の特別支援アドバイザー事業などの活用によるきめ細かな指導の推進 ●医療・福祉・保健の関係機関と連携による相談と支援の体制の構築 等
12	不登校児童・生徒への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの相談活動の充実 ●ICTを活用した心身の不調に係る相談体制の構築 ●学校内での見守り体制や保護者との連携強化、園小中の切れ目のない教育の展開 ●「フリースペースひだまり」などの継続実施と情報提供・発信 等
13	一人一人の状況に応じた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●少人数指導や習熟度別指導・補充的指導など「個に応じた指導」を進める環境の整備 ●「アフタースクール」、「睦沢アカデミー」の継続 ●経済的な理由で就学の困難な学生に対する福祉関係部署との連携、奨学資金貸付制度などの実施継続 等

④ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

ア 施策の展開方針

- 質の高い学校教育を推進するため、教職員の資質・能力の向上や、学校・保護者・地域が一丸となった魅力ある学校づくり、技術革新や情報化に対応する学習環境の整備・充実などを進めます。
- 健康課題や自然災害等から園児児童生徒を守るため、関係機関、関係部署等と協力・連携し取り組みます。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組

	重点施策	主な取組
14	教育関係職員の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● キャリアステージに応じた研修の受講等による資質・能力の向上 ● ICTによる効果的な指導・活用方法の共有・利活用の日常化 ● 人事評価制度を活用した教職員の知識や技能の共有と活用 <p style="text-align: right;">等</p>
15	園小中一貫教育の推進と魅力ある学校(園)づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校(園)の諸問題解決のため、人材確保と配置に向けた要望や協議 ● 「チームとしての学校(園)」の組織体制の整備・充実 ● 園小中一貫教育推進のための教育活動の実施 <p style="text-align: right;">等</p>
16	子どもたちの安心・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校(園)で安全に関する計画の検証と改善、計画的な実施 ● 園児・児童生徒が、発達段階に沿った安全意識や危機を回避する能力などを身につけ、主体的に行動できるような避難訓練や安全教育の計画的な実施 ● 交通安全教室等安全に関する理解促進のための授業の実施 <p style="text-align: right;">等</p>
17	技術革新や情報化に対する学習環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒の情報活用能力の育成と効果的な事業の実現等のための、学校の ICT 環境整備の充実 ● タブレット型情報端末の公開や学校(園)の安定した通信環境の計画的な整備等 ● 学校図書館システムの構築推進 <p style="text-align: right;">等</p>

⑤ 家庭・地域教育力の向上

ア 施策の展開方針

- 多様化する家庭環境に対して、家庭教育を支援し、子どもの生涯にわたるウェルビーイングの向上を目指します。
- 地域の人々の主体性や自主性を尊重しつつ、地域活動を活発にする視点に立って、地域活動に子どもや親子が参加しやすい体制づくりや積極的な情報提供に努めるとともに、自分の住む地域に誇りと愛着を持ち、地域の大人たちが手を携えて地域全体で子どもたちを育てていく環境を醸成します。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組

	重点施策	主な取組
18	家庭教育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「家庭教育学級」などの開催による、親同士の情報交換やネットワークの構築支援 ●「家庭教育支援チーム」による保護者への家庭支援活動の充実 ●「親子体験教室」など多様な学習機会の確保 <p style="text-align: right;">等</p>
19	家庭・地域と連携・協働した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「睦沢町教育の日」「睦沢の教育を考える週間」の制定による、教育に対する町民の理解や機運の醸成 ●PTAなどが実施する子どもたちの育成に関する活動の支援 ●教育支援ボランティアの活動の充実、放課後子供教室（アフタースクール）などの規格及び実践の充実 <p style="text-align: right;">等</p>

⑥ 生涯学習活動の支援と芸術・文化、運動・スポーツの推進

ア 施策の展開方針

○睦沢で育つ子どもたちが人生100年時代をより豊かに生きるために、一人一人が生涯にわたって学び続けられるよう、学習機会の充実に取り組めます。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組

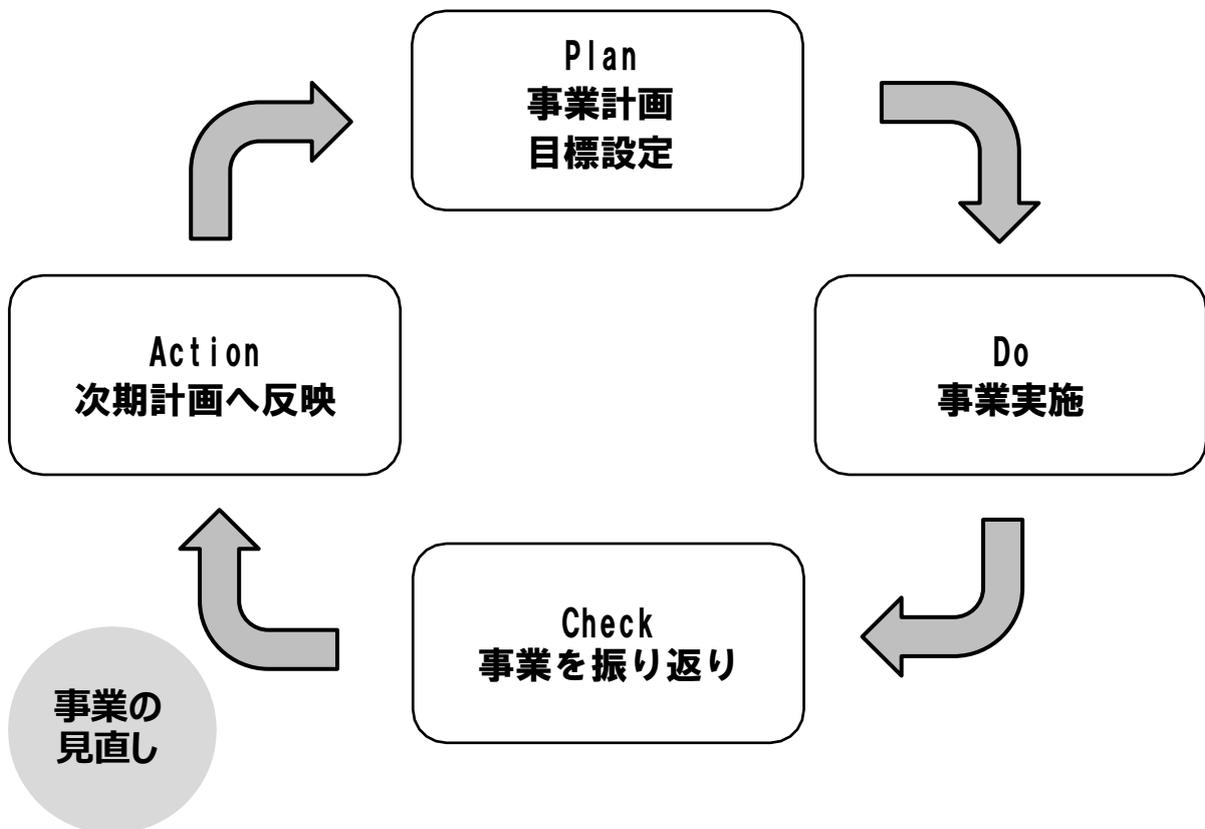
	重点施策	主な取組
20	生涯学習推進体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主学習活動や各種活動、サークル活動に対する支援 ● 学びの場としての環境の充実、学習機会の提供 ● 図書館機能・サービスの充実 <p style="text-align: right;">等</p>
21	芸術文化の振興と伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術の発表の場の提供 ● 歴史民俗資料館の機能強化 ● 無形民俗文化財の保護と継承のための、担い手となる子どもたちが伝統文化を学び発信する活動への支援 <p style="text-align: right;">等</p>
22	運動・スポーツに親しみ「健康長寿のまちづくり」推進と障がい者スポーツの啓発と理解	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合運動公園や学校体育施設を活用した町民の運動やスポーツ活動の参加促進 ● 今後の地域の運動やスポーツのあり方、体力や技術の向上のためのスポーツ関連団体連携会議の開催 ● パラスポーツの理解と普及を通じた世代間交流 <p style="text-align: right;">等</p>

IV. 計画の推進

1. 点検・評価

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。



※PDCA サイクル:Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法。

2. 推進体制

進行管理に当たっては、庁内組織において進捗状況を把握し取組を評価していきます。